

鉄道の整備と大山橋 道路・ため池の改修 明治・大正時代 鵜沼東部の歴史 近代・現代 鵜沼に住んだ中世の 世·近 26 25 23 22 18 16 7

南町共有土地沿革史 目 次



空から見た鵜沼東部 (緑陽中学校撮影) (S62.5.28撮影)

																				-						
四三	1 4		第五章	八	ţ	六	Ŧį.	pų	=	=		第四章		六	五、	四	H	=;		第三章	第二章	第一章	第二編	ţ	六	Ħ
薬師堂:	南町弘法堂(観音堂)	頭山(城	南町	戦後の規約改正	茅場(宝積寺町)の区画整理	宝積寺山(原山)の売却	一宮市鵜沼荘への売却	長谷が谷の売却	戦後の城山荘	都築紡への売却	各務野(岐阜街道南)の売却	戦後の財産移動		大西土地への売却(大塚山)	川上さだ(貞照寺)への売却など	城山の賃貸(戦前)	大同電力会社鉄塔	磯野医院への賃貸(大塚山)	昭和三年の村有地の払下げ	戦前の財産移動	南町区民への払下げ	発足から戦前まで	南町共有土地の歴史	団地の開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	戦後点描	昭和時代
104 10	02 10	1 10	0	89	89	87	86	85	83	83	82			78	76	71	70	69	67					32	30	29
			100									82								67	53	35				

鵜沼東部の歴史

第二章 第一章

近代·現代 中世·近世

第七章 南町公民館 郷。畑。中。地蔵: 山崎クラブ(公民館)と山崎町(山崎区) 宝積寺公民館 会員入退会の記録 (判明分のみ)-の成立 108 108 107 106 105 116 110

あとがき:

144

明治40年代の鵜沼東部の地図

第一章 古代

とが考えられる。また、 たとする傾向が強くなっている。各務原市史や関市史がそれである。 だから好ましくなく、したがって鵜沼東町から坂祝町を経て太田に至る中仙道ルートが東山道であっ は、岩屋観音という断崖絶壁の所があり、少くとも古代の官道としては到底使用 から山道にさしかか たと伝えら この付近に東山道ルートが設定された時以来、 可児市へ入るまでの間、 ついで鎌倉時代には鎌倉街道として引き継がれた。近年の研究では、ここで木曽 れるなど、 の重要な 寺は奈良時代にエ 鵜沼渡しの先には犬山市善師野に る所などの難所に設けられた古代の街道の難民救済所であったこと、 旧来い れてきたルー 尾張国を通過することになり、 ゾ征伐に向かった征夷大将軍坂上田村麻呂が戦勝祈願に 沼の渡 トの方が妥当性が強いと思われる。 人は内田渡 国営渡船場として平安時代まで維持され 「伏屋」という地名があって、 しと呼ばれ しかし、この木曽川沿のルー それは東海道に属する国 る所があった。 し得なかったこ 、この伏屋

古代の渡し場の位置

場に至る。ここまでのルートは、明治二十四年の陸軍測量の地図でもほぼ確認できる。 第二小学校北側から東海スプリング前を経て、「甚さ」の坂を下り、 (郡役所)が在ったとみられるが、そのあたりを通過した東山道は斜め南東方向へほぼ直線的に木曽 する必要がある。蘇原の山田寺や平蔵寺、伊吹廃寺といった古代寺院が集中する所のあたりに郡衙 に築造されたとするのが、最近の発掘成果である。各務原市内の場合でも、これに当てはめて検討 を目指す。東海中央病院南の東島池南側を通り、三ツ池の神明神社裏手で高山線を横切り、 東山道などの古代官道は、幅も六メートルから十二メートルと広く設定され、 桜井の清水で一息入れて古市 しかも極力直線的 鵜沼

その他の遺構・遺跡がほとんど見られない点が弱い。また江戸時代や明治前期の地図に直線的道路 寺付近で坂を下り、鵜飼町で川を渡り小伊木の正法寺付近に至ったか、の三つのルートが考えられる。 坂を下って名鉄犬山ホテルに至ったか、③魚屋町・新町をさらに突き抜けて西進し、大本町の常濱山橋か、その少し下流で川を渡ったか、あるいは②魚屋町を直進して練屋町との角で北折し、瓦 このうち①②のルートについては、犬山側の内田と鵜沼側の南町に鎌倉時代~奈良時代の寺跡や 野から富岡前を通り、犬山城下町へ入ることは間違いない。①余坂から直角に折れて北進し、 これから先については、犬山側を検討しなければならない。犬山側は、今日の善師野川沿いに善 いだすことも困難である。②は特に瓦坂という急坂があって、古代の官道としては不適であっ あるいは②魚屋町を直進して練屋町との角で北折し、瓦

ある。このライン大橋下流で渡河するルー 大木があって、 少くとも鎌倉時代には犬山と鵜沼の双方を結ぶルートがあったと見ることも可能で ③は鎌倉時代創建の常満寺があり、小伊木の正法寺には樹齢六百年以上の框の 古代の東山道渡河点としても最も可能性があると



正法寺境内の大框

一、鎌倉時代

とおりであった。 めて、各所の渡し場に軍兵を配置した。幕府が編さんした史書の 承久の乱がおこった。同年六月、朝廷軍(官軍)は京都の守りの前衛として、木曽川を防衛線に決 とされている。その後、三○年近くを経た承久三年(一二二一)、後鳥羽上皇が幕府打倒を目指した 源頼朝 が建久三年(一一九二)に、鎌倉に幕府を開いたことによって、中世武家政治が始まっ 「吾妻鏡」によれば、 配備は次の

鵜沼渡 大井戸渡(美濃加茂市太田) 太夫判官(大内)惟信、筑後左衛門尉有長、糟屋四郎左衛門尉久季 (鵜沼小伊木か) (鵜沼大伊木か) 美濃目代(斎藤)帯刀左衛門尉、神地蔵人入道。

(前渡東町・西町) 朝日判官代、闕左衛門尉、土岐判官代、開田太郎 能登守秀康、山城守広綱、下総前司盛綱、平判官胤義、

渡 (岐南町印食) 山田左衛門尉、臼井太郎入道。 佐々木判官高重、鏡右衛門尉久綱、安芸宗内左衛門尉(天野)。

邢 侯(墨侯町) 河内判官秀澄、山田次郎重忠。

脇(平田町) 伊勢守光員

大井戸の渡で戦闘が開始された。北条軍が目指した武将には、 これらの渡し場へ北条軍(鎌倉軍)がそれぞれ手分けして押し寄せてきて、六月五日の晩方には

鵜沼渡 毛利蔵人、大夫入道西阿

板 橋 狩野入道



鵜沼町東部の歴史・中世

瀬 武蔵前司 義氏

摩免戸 武藏守秦時、駿河前司義村

がある。池瀬のほかに鵜沼渡しとの間に板橋が見えるが、『鵜沼のばいに独演・では、これは小伊木の下渡し(鵜飼屋の渡し)であろうと歴史』では、これは小伊木の下渡し(鵜飼屋の渡し)であろうと歴史。では、これは小伊木の下渡し(鵜飼屋の渡し)であろうと歴史。では、これは小伊木の下渡しく鵜飼屋の渡し、であろうとがある。池瀬のほかに鵜沼渡しとの間に板橋が見えるが、『鵜沼のがある。池瀬のほかに鵜沼渡しとの間に板橋が見えるが、『鵜沼のがある。池瀬のほかに独沼が

く、内田渡しは中世後半以降の可能性を持つので、この時代の鵜爾建议、鵜飼屋渡しを越えて犬山の余坂町へと進んだ可能性が強南進し、鵜飼屋渡しを越えて犬山の余坂町へと進んだ可能性が強東山道のルートの推定では、小伊木町の正法寺付近から河原へ

5

に比定されるかもしれない。 沼渡しといえば鵜飼屋渡しであったかもれず、そうなれば池瀬・板橋の渡しは大伊木や山那の渡し

誰かが鵜沼渡しで戦死した可能性があると『各務原市史』では分析している。 浦十郎 として活躍したといい、鵜沼渡しで戦死していない。一方、義村の兄弟の三浦平九郎判官胤義と三 家人の三浦平六左衛門義村ともみられるが、義村は摩免戸の渡しを渡って戦功を立て、のち評定衆 移転した)、 正法寺付近には、三浦大助の墓と伝える塚があり 友澄は、 「濃陽志略」では三浦平六兵衛の墓とも伝えていた。三浦平六兵衛とすると、 ともに京方に参戦し、胤義は、摩免戸で敗戦している。そのため、この兄弟たち (昭和 四十年代のほ場整備で消滅し、 鎌倉方御

たのである。この院の分国としての美濃は、宝治年間(一二四七~四九)ごろまで確認されるが、 濃国は白河上皇の分国であったので、これら郷・保からの貢租は白河上皇のもとへと送進されてい には、鵜沼郷・弓削田本郷・陶器所があった。「中右記」によれば、元永二年(一一一九)には、美 る国衙領が広く分布していた。鎌倉時代末期の嘉元四年(一三〇六)の「昭慶門院御領目録」によ 鵜沼荘 しばらくは不明とされる(各務原市史)。 美濃には国衙領が二十三郷、一関所、一陶器所、 美濃国では、鎌倉時代に入っても古代の律令制度の名残りとしての、国司の支配下にあ 一神社に及んでいた。その中で、各務郡内

きた鵜沼荘があり、 この国衙領の鵜沼郷とは別に、皇室領荘園としての後高倉院守貞親王の法華堂領として伝来して 四条前宰相 (藤原顕家か)が知行していると判明する(正安四年、

務原市史)。 をめぐって争っていたことによるのであろうとしており、ひとつの理解の仕方であろうとする(各 録」にも「鵜洞庄」として登場するが、『岐阜県史』は、恐らく両統の間で、この頃鵜沼荘の所属 「室町院御領目録」)。またこの持明院統の荘園としての鵜沼荘は、大覚寺統側の「昭慶門院御領目

荘や郷の断片のほかには、 (一五○○頃)の「牧野薬師寺仏殿再興化縁疏」に「濃州路各々務郡鵜沼郷牧野邑」とあるような、 第四四巻を書写した記録(谷汲村の横蔵寺所蔵経典奥書)や、「梅花無尽蔵」第七巻収録の明応年間 その後、南北朝時代の永和四年(一三七八)正月十四日に、美濃国鵜沼荘宝蔵庵の僧が大般若経 国衙領 (天皇家領) の変遷を知る史料がみられない。

二、寺々の繁栄

五百 塔心礎石を栗木謙二氏は宝蔵庵のものと推定された。この礎石は、昭和四十年代まで大安寺の東方 れていった。永和四年の谷汲村横蔵寺大般若経奥書に登場する宝蔵庵は、天台宗横蔵寺との関係を m程の丘上に在ったものであり、これを宝蔵庵と直接結びつけることは難しい。 ば恐らく密教系寺院(天台・真言宗)であったと考えられ、現在大安寺本堂前に置かれている 時代に入り、南北朝の争乱を終えて世情が安定すると共に、鵜沼の地も寺院が続々と建立さ

大安寺 済北山大安寺は、応永二年 (一三九五) に、鵜沼大安寺町の現在地に創建されたと伝

町の遠山氏に招かれて大円寺を創建した。 妙興寺を開いた南浦紹明(一二三五~一三〇八)を派祖としており、その法嗣の峰翁祖一は、 大機禅師」の号を追贈された人で、大応派の大有理有の禅法を嗣いだ人である。この派は一宮市の る禅宗寺院で、開山は笑堂常新和尚(応永十八年七月九日示寂、五○歳)である。朝廷か



ただしこの頼益塔は、戦前に宝篋印塔を集めて造立されたもので、刻銘入りの頼益の宝篋印塔は掛高は、美濃守護の土岐頼益の支援を受けたとされ、境内の土岐・斎藤務地に土岐頼益の墓がある。 こうした経過から、大安寺は但馬黒川の大明寺の末寺で、南禅寺派であった。創建時に、 笑堂和

鰐口が現存している(出石町の武田ます江氏蔵)。 ことは間違いなく、「大安寺御宝前、御寄進山名伊豆守、応永三丙子年四月吉日」との刻銘を有する 篠谷村(兵庫県豊岡町長谷)に済北山大安寺を創建した。この時在地の武将山名氏の支援を受けた 有の 跡を継いで兵庫県竹野町の円通寺(城崎温泉近く)第三世住職となり、のち笑堂和尚は近くの の禅蔵寺に現存している。ともかくも、笑堂和尚は、明徳二年(一三九 一)に、大有理

を受けて寺を建立することになったという事は十分推察出来る。 密な関係からも、東山道を往き来するうちに、鵜沼の閑静な地が和尚の目にとまり、土岐氏の支援 笑堂和尚がなぜ鵜沼の地にも大安寺を建てたかという点については不明であるが、和尚も大応派 員として、但馬と岩村の大円寺の間を往来していたのであろうし、また、山名氏と土岐氏の舞

結びつきが深くなった。そしてついには、斎藤利永がここに葬られることになった。土岐・斎藤慕 たものと思われる。現在、境内には十点ほどの斎藤氏関連の在銘の宝篋印塔がある。 確立されたであろうし、自然的に大安寺が八百津町の大仙寺と並んで斎藤氏の氏寺と化すことになっ にある綱場や川上関所と共に、中継港である鵜沼港が重要であるため、鵜沼の支配も利永によって 斎藤氏の本貫地は八百津町方面(野上城)であったが、木曽川の運材支配の関係から八百津町錦織 地には、「大功宗輔居士、長禄四年五月廿七日」との刻銘を有する宝篋印塔が現存している。元来、 大安寺は、二世が無為義端、三世竺源と代を重ねるうちに、土岐氏よりも、守護代の斎藤氏との

承国寺 南豊山承国寺(各務原市史通史編・中世の承国寺条に南法山承国寺とあるのは誤り)は、

存続した(玉村竹二「中世前期の美濃に於ける禅宗の発展」)。 である。 創建された。ただし、鈍仲全鋭は、夢窓派の禅僧で、土岐頼益の帰依をうけて興善院を開創した人 土岐持益 興善院は美濃国内に建てられ、のち京都建仁寺の塔頭としても建てられ、応仁の乱後まで (大安寺檀越の土岐頼益の子) の菩提寺として、開山に鈍仲全鋭を招いて鵜沼古市場町に

10

美濃の (少林無孔笛)、その頃にも在続していたが、のち廃寺となった。 どこにあったか不明であるが、 興善院では、明応七年(一四九七)九月七日に、持益の二十五年忌法要が行われているの 頼益の墓(興善院殿寿岳常保居士の在銘宝篋印塔)が、今日禅蔵

寺に集められていることから見れば、禅蔵寺の塔頭であったか、

古市場町弘法堂の梅心瑞庸塔

くなっており、承国寺が開創されたと推定される文安二年頃 永享十二年 (一 力に幕府に働きかけたことによるのである。それにしても鈍仲は の認可がなければ住職として入寺出来ないという、官寺として「諸 陵が住職として入寺している。この時すでに承国寺は、足利将軍 ごくその近くに興善院は存在したと思われる。 」という格式ある寺に指定されていた。当然土岐・斎藤氏が強 承国寺が史料に見える初めは、長禄二年(一四五八)で、景 四四〇)三月二日に建仁寺興善院で六十五歳で亡

四四五)にはすでに故人であったことから、

内閣文庫本「明叔

の法嗣である悦翁梵愉あたりかもしれない。悦翁の法嗣が土岐政房の弟に当る梅心瑞庸である。 は承国寺の開山でなくて開基として勧請されたのかもしれない。そうすると、 鈍仲和 一百年忌香語(天文八年)に、「南豊山承国開基前南禅鈍仲大和尚」とあるように、 実質的開山は、鈍仲

12 が考えられるということになって、中世の鵜沼東部史は、さらに重要性を増す可能性を秘めている。 この塔が、承国寺跡とされる大安寺川東から二百メートルも西方に寄せ集められているということ 物の塔と推定され、しかも示寂年月が合致することから、ほぼ梅心塔と断定しても良いことになる。 十日」の刻銘を有する。基礎の法量(体積)は美濃での標準型(横二一・五センチ)の る。玉村竹二氏『五山禅僧伝記集成』等によれば、この人は明応五年(一四九六)の春頃示寂した。 論考)。また、承国寺住職をつとめ、のち寺内の春沢軒主であった梅心瑞庸(土岐政房の弟)があ は、少なくとも春沢軒がその付近にあり、川東地区には無かったのではないかと思わせるのである。 有する中型塔である。このような塔の大きさから見ても、通常の武将や僧よりもはるかに高位の人 要するに、川東地区に土岐持益の守護館があり、川西地区に承国寺が建てられていたという時間 一帯は、当初は土岐持益の守護館ではなかったかという見方がある(岐阜史学第九九号横山住雄 承国寺については、 部が残っている。こうした土塁で囲むという城館式の中世寺院はほとんど見られないので、こ 歳。この人の墓と思われる宝篋印塔(基礎のみ)が古市場弘法堂にあり、「明応五丙辰壬二月 承国寺は、 織田信長による犬山城・鵜沼城攻めがあった永禄八年七月に兵火で焼亡して廃 寺跡とされる大安寺川東に土塁の跡があり、大安寺川西にも川に沿って南北 三・三倍を

文明十四年九月二十一日に亡くなり、大安寺へ葬られている(禅悦院殿前駿州太守徳海宗弘禅定門) 年、万里集九から俊叔という道号を授けられている(梅花無尽蔵・六)。父親の駿河守はこの前年の 都の東福寺(一山派本山)の末寺であり、安心和尚はその桂昌門派の人(桂昌五世の法孫)であった。 子で、東濃州の亀養山長福寺住職安心和尚のもとで修業中であると述べられている。ここでの東濃 州というのは、 文学新集 また、文明十五年(一四八三)には、斎藤駿河守の子息の俊叔も、長福寺で修業中であり、この 長福寺 ・六)に、万里集九の南英号説が収められていて、南英勝公という僧は石丸丹波守利光の 明応年間の 今日の「束濃」を指すのではなくて、単なる濃州の修飾語である。この長福寺は京 「船田戦記」に鵜沼の 長福寺の 名 が見え、また「万里 集 九作品拾遺」(五

を上呈しているが(少林無孔笛)、残念ながらその寺跡は全く不明である(各務原市史には長福寺 明応年間(一五〇〇頃)には、長福寺で観灯会が催され、妙心寺派の東陽英朝も招かれて、一偈

(梅花無尽蔵・七)。

(大安寺史)。また万里は二十歳になる長福寺の祖誕蔵主という僧にも天初という道号を授けている

竹林寺 妙心寺派の僧・東陽英朝の語録「少林無孔笛」には、元中昌祐尼大姉を土葬した際の香

と思われる(各務原市史不載)。 という刻銘がある。竹林寺の蔵広が造立したという意味であろうか。鵜沼竹林寺との関係が濃厚だ たらしく、犬山市継鹿尾の寂光院本堂裏手の大型宝篋印塔にも「竹林沙門蔵広化立、貞治丁未蔵」 浦塚付近に在ったと考えられる。その寺名の傾向から見れば、竹林寺ははじめ天台宗か真言宗であっ あるものがあり、文亀二年(一五〇二)に三浦塚近くへ葬られたことがわかる。従って竹林寺も三 法寺へ寄せられた三浦塚所在の五輪塔中に、「元中昌祐大姉、文亀二年壬戌四月八日」という刻銘の 語がみえ、「鵜沼の竹林寺に住し、四十二歳。四月八日を以って寂す」とある。また、小伊木町の正

当る可能性がある。また、字東薬師の北側(字大塚、今の山崎町七丁目で、 ておらず、大伊木地区の大牧か、 野薬師寺仏殿再興化縁疏」という一文によって知ることが出来る。ただ牧野という地名は鵜沼に残っ あたりが寺跡としては最もふさわしいかもしれない。 に最も近いかも は薬師堂がある。この薬師堂は清水巻から三、 いう地名は、 名といえる。 薬師寺 鵜沼郷の牧野村に牧野薬師寺が在ったことは万葉集九の「梅花無尽蔵・七」にみえる「牧 鵜沼南町に字薬師があったし、鵜沼山崎町に字東薬師があったので、そのどちらかに いずれも、木曽川の水流が逆巻くところから名付けられたものであろう。また薬師と しれない。ただし現在の位置というよりは、 あるいは城山荘東側の木曽川の入江「清水巻」の二ヶ所が近い地 四百メートルの距離にあり、万里集九の メートルほど西側の小さな池のある R二一号線沿北側) 言う薬師寺

化緑疏によれば、 明応の頃に仏殿を再興したのは紹範と紹伝という二人の僧であった。

その祝詞を、同じ鵜沼に住む著名人である万里集九が頼まれて、一文を作って上呈したのであった。 焼してしまった。そこで両名が努力して寄進をつのり、ようやく仏殿を再興したというのである。 教寺院)を改めて禅寺とした。そして平心処斉を招いて開山としたという。平心処斉といえば、 寺は五百年前に某阿闍梨が創建したもので、その後土岐氏の一族である水月 してこの薬師寺は、 町に土岐頼忠の頼みで禅蔵寺を建て、また瀬戸市に定光寺を開いたりした著名な禅僧である。そ 本尊が行基菩薩の作である薬師如来であるが、今から二十年前に火災の為に全 観光 (居士) が教寺 (密

頃)には、城山の地にいまだ大沢氏は築城していなかったことの証明にもなる一文といえるのである。 筏に組まれた巨木が縦横に浮かぶ」と歌った。また院主が万仭の断崖上に庵を建て、木曽の水声で ようになった。庵から北を見れば諸峯が連なって緑深く、南を見れば木曽川が一条の長江をなし、 たのである。万里は「私が鵜沼へ来てからすでに二十余年を経て、近辺のことをようやく熟知する 様することになった。そこで、これを記念して、院主は万里に「臨川庵記」なる一文を書いてもらっ 阜市の瑞龍寺で悟渓宗頓にも師事した人であるが、金剛寺の傍に一庵を建て、臨川庵と名付けて隠 臨川庵記」が収められている。それによれば、鵜沼郷の城山近くに金剛寺という霊場があった。一 城山と臨川庵 応仁の乱をさけて鵜沼に庵居した万里集九の 、尾張国丹羽郡山名庄(扶桑町)の乾耕院主は、瑞泉寺住職の雲谷和尚に入門した人で、 いつつ日々を過ごす意気を書き留めている。万仭の断崖とは、鵜沼ではまさに上流側に筏の (通称清水巻) を控える城山以外には考えられない。 つまり万里晩年の明応年間 「梅花無尽蔵・第七巻」に、自作の のち岐

すべからく日々金剛を誦じん。此の中の緇素(僧)は多少を知る。」とある。 たまたま清水に遊び帰計を忘る。閑かに白山に対して眺望に堪ゆ。けだし只時々宝積を張る。 感動し、「鵜沼記」という一文(漢詩文で四十韻)をのこしている。そのほとんど末尾のところに、 そして、それから十二年ほど後の永正九年に、鵜沼を訪れた禅僧今雨は、その風光絶佳な景色に 経は

まりこの頃でも石頭山には築城されていなかった可能性が高いと思われる。 の声が絶えることなく、在籍僧の中には旧知の人もあるということを書き残しているのである。 (現大山城のある山) を眺め、また時々は東北方の宝積寺の方を見やった。山下の金剛寺では、読経 つまり、清水巻の近辺を歩いて、思わず帰るのを忘れ、城山(石頭山)に登って対岸下流の白山



城山山頂の大沢氏歴代供養碑(昭和40年代)

帯し、 な人物や地誌が読みとれる点で、大きな評価をうけている。この人が禅僧としての戒律を破 当時よくあった例として特筆されることは無いが、文筆(漢詩文)に優れていて、 の僧として京都で活躍していたが、応仁の乱を避けて美濃へやってきた人である。 梅花無尽蔵」と題して七巻にまとめたものが伝来しているので、その頃の万里の交友を通して色々 万里集九 二子をもうけたことも特異である。 中世の鵜沼を語るのに、省くことが出来ないのが、万里集九である。 その作品を自ら それ 禅僧で東福寺派 だけなら って妻

にわずか九歳で亡くなってしまった。 び文筆活動を始めた。特に親交を深めたのは、承国寺の人々で、中でも梅心瑞庸という無二の親友 している。その後、二男百里も生まれた。身辺のことが一応片付いたと思われる文明十年以降、再 文明三年(一四七一)ごろに万里は鵜沼に住み、妻帯した。そして文明五年には長男子 千里瑞翼を預けて修業させていた。残念なことにこの千里は、文明十三年(一 四八二 里が誕生 五月

も交友関係にあっ 間柄であった。そして、時の美濃の執権斎藤持是院妙純、尾張守護代の織田敏定等の武将たちとまた、大安寺の僧たちとも交友関係を結び、妙心寺派の悟渓宗頓・東陽英朝・景川宗隆とも知己

文明十四年 (一四八二) 頃からは、関東江戸城の太田道灌とも曹洞宗僧の大林正通を通して知り

い、文明十七年(一四八五)九月七日には道灌の招きをうけて関東へ出発した。

暁風集」、「臨済録梅庵鈔」、「棘門集」などの撰述を進めていった。 長享三年(一四八九)五月に鵜沼へ帰着してからも文筆活動を続け、また「天下白」、「帳中香」、

確認出来るので、それから間もなく亡くなったものと思われる。 構えていたと思われる。万里の没年月日は不明で、文亀二年(一五○二)四月、七十五歳の作品が 万里は、長男の千里を大安寺西側の西町共同墓地に葬ったようであるから、多分鵜沼西町に居を

秀吉によって調略されたのが城主大沢次郎左衛門であった。 も備えた城であったことがわかる。織田信長が、永禄八年(一五六五)に犬山城を攻めた時、 丁度新犬山橋の北詰の所には、川岸から北方へ壮大な土塁が残存していたので、西方からの攻撃に 鵜沼城と大沢氏 鵜沼南町の犬山橋北詰にある岩山が、城山と呼ばれていて鵜沼城の跡である。

衛門が、 いたという状況には無かったことがわかる。恐らくは、斎藤道三かその子義龍に仕えた大沢次郎左 り、また、永正九年(一五一二)にこの城山へ登った今雨の「鵜沼記」によっても、城が築かれて 居住していたと記されているが、「城山と臨川庵」の条で述べたように、明応年間には臨 大沢次郎左衛門の家は、犬山市の本龍寺文書によれば、室町時代の中頃には鵜沼城を築 国境線の防備の為にここに築城を命じられたものと思われる。 川庵があ

その碑に「大沢和泉守、 また、羽場町のにんじん通り沿いには三ツ塚があり、大沢氏夫妻とその子の自刃地とされている。 法名月窓祐円信士、永禄五年八月十五日」などと刻まれている。永禄五年

鵜沼町東部の歴史・中世

なのか、ここまで逃げて来て亡くなったものなのか、戦との関連が解明出来ない。 なくて永禄八年の誤りかと思われるが、それにしても、城を出て、ここで木下秀吉軍と戦った

となっ に当る山頂からは焼けた米が出るといわれ(濃陽志略)、今もあると思われる。次郎左衛門が火を て退去したのか、 ずれにしても、大沢次郎左衛門は、秀吉の説得を受け入れ、開城して去ったという。 信長の命令で秀吉が建物を焼き払ったかのいずれであろう。 以後ここは廃城 城 の本

四、江戸時代

四五)は尾張藩領に編入された。 る分割支配をうけたようであるが、 鵜沼は、 関ケ原合戦後の一時期、 慶長十七年(一六一二)四月十日、鵜沼村(村高三二〇六石六 旗本の熊岡九右衛門と林伝右衛門(高一○八六石五一五)によ

はなく、東町は江戸後期に山田勘之右衛門や野口定兵衛が登場してくる。村高三千石余の大村であ は国定氏(羽場)と思われる。江戸時代を通して、小伊木・古市場・大伊木に庄屋が置かれた史料 竹文書、鵜沼の歴史)。このうち長兵衛は桜井氏(西町)、太郎左衛門は大竹氏(南町)、 の五名で同年の別の文書では、太郎左衞門・長七・甚蔵・長兵衛・太郎右衞門の名がみえる(大 初期の寛永七年(一六三〇)の鵜沼村庄屋は、甚蔵 ・太郎左衛門・八右衛門・藤 太郎右衛門 - 長兵

るため、一村一庄屋ではなかったのである。

安定書)。 で、その当時は、犬山 その当時は、犬山廻りと太田・坂祝経由との二本立てであったらしい(慶長十六年の一仙道鵜沼宿場 中仙道六十九次の街道が制定されたのは江戸初期慶長七年(一六〇二 (一大〇二) のこと 大久保長

がみえることよるので、もっと早い時期に鵜沼宿は西町・東町へ移動していたかも 六四一)以前ではないかといわれる(鵜沼の歴史)。この年すでに南町・古市場のほかに伝馬町の名をの後犬山廻りは中止となって、太田宿経由のみに集約されたが、その時期は、寛永十八年(一その後犬山廻りは中止となって、太田宿経由のみに集約されたが、その時期は、寛永十八年(一本の本)といる。 しれな

変更されている。このような多少の変更はあったものの、江戸時代を通じて両側に旅籠などが並なり、東行が東町の野口家、西行が本陣桜井家の兼業であった。脇本陣は、幕末に坂井家から野口家 一トルの間であった。本陣は西町の桜井家、脇本陣は坂井半之石衛門家(桜井家の西隣)。鵜沼宿場は、中仙道沿いに東西に長く設けられ、羽場町の坂から東町の赤坂登り口までの約 道行く人々に宿などを提供し続けたのである。 中仙道沿いに東西に長く設けられ、羽場町の坂から東町の赤坂登り口までの約八百

急速に 沼宿で江戸時代の旅籠が遣っているのは、西町の二の宮神杜南西の梅田家(旧茗荷屋)のみである。速に衰退していった。明治二十四年の濃尾大震災はこれに追い討ちをかけることになった。現在明治維新と共に五街道制が廃止となり、ついで東海道線や中央線の開通によって、宿場はどこも 新田開発

鹿池築造に伴う新田開発や、 尾張藩では 、藩財政のためなどで新田開発を推進していた。早いものでは、寛永年間 木津用水による木曽川導水と新田開発などの事業を進めてきた。

土壌の中和が進み、また鉄道の開通などによって畑作物が都会へ運搬出来るようになるまで困難な 酸性土壌のために作物の収量は上がらず、離作する人も続出した。明治に入って石灰が導入されて、 歩以上となっていた(鵜沼の歴史)。しかし、いずれにしても畑作が中心であり、入植しても強度の 次第に開墾畑が増加し、文化九年(一八一二)には、三ツ池新田で二○町歩以上、内野新田で四町 た。しかし、その後の開発は進まず、藩では享保十一年になって、さらに開墾を命じたこともあり、 (一七二一)には、三ツ池新田で七町九反六畝二三歩、内野新田で八反一畝二六歩の開発にこぎつけ そして江戸中期の享保年間からは、鵜沼村でも各務野の原野を開発する事業が始まった。享保六年 代が続いたといえる。

20

たわけで、こうした入会権が、明治以降の各集落の財産区有財産へと変遷してゆく。 来ることになっていた。立入る山は集落ごとに分割されていて、それぞれ規則に従って利用して 表して山年貢を納入することによって、村人が山林等へ立入り、柴草を刈ったり落葉を集めたり出山林の状況 鵜沼村の山林・原野は、原則として尾張藩の所有地であり、村役人である庄屋が代 柴草を刈ったり落葉を集めたり出

て尽力し、三百町歩の各務野を確保したのである。各務村はこの段階で各務野をほとんど所有でき 鵜沼村でも、各務野をめぐって各務村と境界争いが起こり、庄屋の大竹太郎左衞門らは身命を堵し 村々との境界も明確でなかった。しかし、時代が安定すると共に境界争いが起きることになった。 新田開発の場所となった各務野は、柴草以外に利用価値の無い所とされて、戦国時代までは、各

野年貢を課すようになった。 張藩としては、この三百町歩に対して、初めは非課税であったが、慶安四年(一六五一)になっ

落葉確保のために成瀬氏が手配したものであろう。 ら成瀬氏が村から借り、年貢を村へ出しているが、これらの山林・原野は、犬山城下の人々の山林・ 史・大竹文書)。また、各務野でも、内野新田の往還南側で二九町歩余を、慶安五年(一六五二)か 一年(一六三四)五月十七日に犬山城主の成瀬隼人正が鵜沼村から借用した記録がある(鵜沼の歴 こったが、元禄七年(一六九四)には六石に増税された。そのうち、宝積寺山については、寛永十一方、鵜沼村の北側に広がる山林は、藩から村が借りて入会地としていたわけで、山年貢は三石で

、明治・大正時代

権利書に相当するものであり、また、この地価に基づいて税金が課せられる。 へ大きく変換してゆくことになった。民有地には地価が定められ、地券が発行された。地券は後 治維新によって、それまでの米を主体とする経済体制から、金銭を主体とし、産業立国とする

りつつあった。 賃貸には、村長の許可と村議会の承認を要する変則的なものであり、時代の変革には合致しなくな 後編でも述べるように、明治・大正期のこうした集落有(たとえば南町区所有)の財産は、処分や 沼村でも、ほとんど国有となった山林が、旧入会地に照らして各集落へ払い下げられたのである。 となった。明治二十年代以降に、これらの払い下げ運動が展開されてゆく。こうした動きの中で、 方これまで寺社が保有していた境内地や山林の多くが国有になり、各藩有山林もほとんどが国

一、官公署等

沼南校が出来た。三ツ池は遠方の為に、前渡村公立時習小学校に委託通学となり、これは、 名、女子二五名、先生は三名であった。明治八年九月には、これが南北二校に分立され古市場に纏 教授もつとめた村瀬太乙であった(明治七年には戸田幸一郎が校長となる)。生徒数は男子一二七 れた新々舎がその始まりであった。新々義校とも新々学校とも称した。校長は、犬山藩校敬道館の 沼郵便局長に就任している。鵜沼の学校は、明治六年二月に、西町の旧本陣桜井吉兵衛宅に開設さ 衛門(武藤酒造)の北側の武藤孝四郎であ 年頃には扱役は武藤嘉左衛門であるものの、引請人は武藤孝四郎となっており、実質的経営は嘉左 明治七年に、西町の武藤嘉左衛門が許可を得て鵜沼駅四等郵便役所を開設した。その後、明治十三 であった。歴代の村長については『鵜沼の歴史』と『鵜沼町百年史』を参照のこと。鵜沼郵便局は、 入し、鵜沼第一小学校西側 年から西町の坂井銀右衛門宅内の建物を借りて村役場とした。村役場用として大正二年に敷地を購 明治二十四年十月二十八日の濃尾大地震でこれが倒壊したので、一時仮設の時を経て、明治三十五 五年二月の三ツ池尋常小学校創設まで続く。このあとも変遷をしつつ、西町の鵜沼第一小学校 七年九月に官選戸長(太田俊平)が就任すると共に、西町の民家を借りて村役場とした。 は、明治五年から同十七年五月までの戸長、役場時代は、戸長の自宅を役場としていた (今のJA鵜沼支店の位置) に役場が建てられたのは大正三年頃のこと ったらしい。明治二十一年三月には、孝四郎が三代目鵜

など詳細については『鵜沼小百年』を参照。 七年 四月鵜沼小学校の校舎起工式が行なわれて統合された。鵜沼第二小学校の変遷

れたものである。組合員五十三名で、主宰者の大竹亮三を組合長として、組合長宅を事務所にした。 二日に設立された。南町区でもこうした動きに押されて、村内五番目に、有限責任南町信用購買版 売生産組合が設立された。明治四十四年三月に、申合組合を組織し、 南町産業組合 鵜沼村では、羽場町の鵜沼第一産業組合が第一号として明治三十九年 同年十一月二十日に許可さ



ついで、現在の公民館の地に、長さ十間半、幅五間(五二・五坪)の事務所を千百九十二円余で新築し、大正四年十二月二十五日に移転した。大正七年には、宝積寺(今の公民館の所)に、長さ六間半、幅四間半の物品取扱所を新築した。これらの土地は、現在町、当然村長や総会の承認を得てのことであろう。大正九年には、『十周年記念・組合事業一班』を発刊している。この組合は、昭和九年頃に保証責任南町信用購買販売組合と改称し、昭和十六年末た輸沼村産業組合へ統合された。前後の組合長は大竹政太郎である。

鵜沼銀行 鵜沼銀行は、明治十五年一月に、野口一郎・坂井銀

正九年の大恐慌により、村瀬銀行の傘下となり、昭和七年頃にはついに活動を停止した。 万円に増資された。また勝山代理店(坂祝町)や各務野支店も開設されるなど順調であったが 万五千円に増資されている。明治三十六年七月八日には、これが株式会社に改められ、 であった。ついで明治三十四年四月十八日に合資会社鵜沼銀行と改称した。資本金も一 端としている。明治三十一 右衛門·武藤嘉左衛門 年八月に発展して鵜沼合資会社となった。同年末の預金高は五三九六円 田平次郎・阿部源市という村の有力者によって組織された共選社㈱を発 資本金も五 万円から

町区有文書)、この頃電灯線敷設も整っていったのであろう。ランプ生活からの脱却は、何よりも文 区では、大正九年に勝野錠太郎・石黒勝三郎両家に電灯引込み補助金の支出を決定しているので(南 化生活の証となったと言える。 電灯事業 鵜沼村に電灯が引けたのは、『鵜沼の歴史』によれば大正七年五月だったという。南町

二、道路・ため池の改修

中仙道はこの合戸 もたらした。今の新鵜沼台 合戸池 明治 池の堤下を通り、うとう峠を経て坂祝町の観音坂へと東進している。 年 |台・鵜沼台の一部などである。そこで翌年には県費で再築堤が完成した。||十月二十八日の濃尾大地震で合戸池も決壊し、下流の田畑に大きな被害を

国道の改修 中 仙道の難所として、 うとう峠がある。観音坂も難所の一つであった。 明治維新後

高山線第 開設願いを提出しているので、 を通って渡船場までの三百間 イパス完成によってこの約束が半ば成ったことになる。南町組渡舟社では国道の山崎から城山荘裏 が工費負担分として三百円を南町組に返却する」という協定を結んでおり(南町大竹文書)、県の 三百円を内田側へ出資した時、「巾七~九尺の新道を南町組渡舟社の手で開設した場合には、 た地蔵尊が現存している 激増する交通量に対処するため、岐阜県では明治二十二年に観音坂下のバイパスと、木の巻から宝 付けられている。明治十二年に、犬山側の内田渡船株に南町組渡舟社が参加することになって、 一トンネル入口の国道二一号線沿に、明治二十一年に内田渡船連中と鵜沼南町とが造立し 崎を経て東町の宿場へつなぐ国道バイパスを完成させたのであった。これは「鵜沼便道 (五百四十メートル)を改良したり一部新設したりする、山崎新道の 間もなく約束は果たされたのであった。これらの事業を記念して、

四、鉄道の整備と犬山橋

二月に起工、同十年十一月十二日に開通した(日本国有鉄道百年史)。大正六年五月から大正九年六 月まで鵜沼村長をつとめ、その用地買収等に協力した坂井銀右衛門は、 事が完成した。それから美濃太田までの間については、大正八年八月にルートが確定し、大正九年 高山線は、大正八年五月に岐阜で起工され、 大正九年十月二十五日に岐阜・各務ヶ原間の鉄道工 次期の竹山寿夫村長から

百円と火鉢一個および感謝状を贈られている。

は鉄道省の直営工事であった。また鵜沼駅舎は、鵜沼山崎で大工業をしていた酒井馬次郎(犬山 この工事は、土木工事とトンネル工事を富山の佐藤助九郎(佐藤工業創設者)が請負い、鉄道工 出身)が手がけた(鵜沼町百年史)。大正十年十一月の鵜沼駅開業によって、鵜沼駅前が発展

てゆく。

各務原鉄道は、大正初期から岐阜・鵜沼間に民営電車線を引くた(羽場区有文書)。その後、大正十二年三月になって、蘇原銀行なって北長森村から鶫沼に至る電車線整備の免許をうけた。当初なって北長森村から鶫沼に至る電車線整備の免許をうけた。当初は北長森の美濃町線から分岐して鵜沼に至るルートであったが、は北長森の美濃町線から分岐して鵜沼に至るルートであったが、は北長森の美濃町線から分岐して鵜沼に至るルートであったが、は北長森の美濃町線から分岐して鵜沼に至るルートであったが、は北長森の美濃町線から慢して、大正十五年一月に安良には各務原鉄道は、大正初期から岐阜・鵜沼間に民営電車線を引くは二連隊前(今の名電各務原駅東側)まで延長され、一年後の昭和二年九月には東鵜沼(今の新鵜沼)までが開通した。

軌道工事中の犬山橋(大正14年)

一方、名古屋鉄道㈱では、名古屋・犬山間まで明治四十五年に

十五年十月一日に開業した。翌年関への延伸は断念し、新鵜沼までが犬山線となったのである。 まで開通させることにした。大正十四年十一月の犬山橋完成後、軌道と駅舎等の整備を進め、大正 通していた。犬山線を関まで延伸する計画で、 県道の犬山橋架橋にあわせる形でとりあえず鵜沼

と下流にあった渡し場を今の犬山橋下へ移動させ、川にワイヤーを張る岡田式に改良した。 明治三十四年から三ヶ年をかけて完成し、県道に指定された。それと共に、明治三十七年には、もっ 堂老師の協力で、とりあえず余坂から天王坂を通って木曽川までの一直線道路を開くことになり、 その後も架橋は計画され、 (二五二田)の長大橋であったが許可に至らなかった。許可されても洪水ですぐ流失したであろう。 土岐為吉による有料木造トラス橋の架橋申請がなされている。幅二間(三・六m)、長さ百四十間 犬山橋 その架橋は、早くも明治二十七年八月三十一日に、鵜沼村南町の大竹藤之助と犬山町の 明治三十三年に犬山町長竹田国太郎が町議会に図り、また瑞泉寺の関夢

ことになるのである (後編参照)。 し、その結果、架橋の見通しが立っ 大正十二年一月十八日のことであった。愛知・岐阜の両県に名古屋鉄道㈱が相乗りする形で、これ こうした運動に支えられても、日露戦争などで計画は進まず、犬山橋架橋工事が着手されたのは 愛知県海部郡八開村選出の代議士・三輪市太郎が大変尽力した。鵜沼村の人々は大いに感謝 た大正十一年三月には、城山を三輪氏の別荘兼旅館として貸す

犬山橋は大正十四年十月十二日に完成し、 二十八万円を名鉄が負担した。 盛大に渡橋式が行なわれた。工事費は六十六万六千円

五、昭和時代

交通網の整備に負うところが大きい。また、各務原(東半)に飛行第二連隊が出来て、 てしだいに区域が拡大され、将兵の数も多くなっていったことが、駅前地区の発展にも 昭和に入って、鵜沼駅前や各務原駅前が発展したのは、高山線や各務原鉄道・名古屋鉄道などの 昭和に入っ なが

に北部丘陵地が住宅団地として開発されてからである。 そのほかでは、鵜沼村内は純農村として変化は少なく、 大幅に変革したの は、昭和 四十 年代以

和三年 ことには変わりがない。そこで、女優の川上貞の夫である福沢桃介は、宝積寺地区に大遊園地を造 うものであった(昭和三年七月五日付新愛知)。 る継鹿尾観音へケーブルカーを通し、 町の共有山 るという計画を、昭和三年七月に発表した。宝積寺集落の北、高山線第一トンネルまでの間は、南 光をあびていた。昭和五年には、桃太郎遊園が開発されたが、対岸の宝積寺地区も景勝の地である 戦前は、昭和二年に日本ラインが新日本八景の一つに入選するなどして、犬山 十二月に、字茅場で六反 |林であったので、坂祝村の有力者兼松熈 の仲介でこの土地を入手し、木曽川の (元〇〇〇六) また日頃信仰している観世音を奉安する寺院も建立するとい ほどが川上さだに売却されたにすぎなかった 結果的には、このような壮大な計画は実現せず、昭 が観光地として脚 対 岸 (後編 にあ

30

の過半が解決したのは平成十三年のことである。 みの分譲で、幅員五メートルほどの道路を造り、現状有姿で分筆した区画の販売であった。分譲 買い上げて、分譲地として販売したもので、 に倒産し、道路が鵜沼村へ引き継がれなかったために、私道問題で長らく苦しむことになった。 大塚山(山崎町七丁目)は、昭和十三年に大西土地拓殖㈱(光青不動産)が、 鵜沼地区での住宅開発第一号となった。これは土地 南町共有土地 0

り、また農地開発営団岐阜各務原事業所の手で一一九名が入植したりして開墾を進めた。入植地は 二反九畝が航空本部に買収された (後編参照)。終戦と共に、これら広大な用地は旧地主に返された 各務原の (日本毛織) に売却した。 帯である。 東飛行場は、昭和十六年に東方へ大拡張され、南町共有土地の所有地(字岐阜街道南) 南町でも再び払い下げを受けて耕作してきたが、 昭和三十八年に鵜沼町の仲介

道民家はホコリから開放されることになった。 国道幅員が五mから九・五mに拡幅された。つづいてコンクリート舗装工事も たが、同年六月、鵜沼町と犬山市で幅六mとするように陳情し、工事途中から六mに変更された。 聞)、農林省直轄事業として昭和三十三年四月に起工した。えん堤上の道路は幅二mで計画されてい これについては、誕生したばかりの犬山市では、観光資源がこわされるとして反対したが 昭和三十六年三月、国道二一号線は、宝積寺地内で高山線を越す鵜沼跨線橋が完成し、あ 濃尾用水頭首工は、戦後木曽川 和三十 年七月に立案された。宮田用水・羽島用水も同時に取水するダムの建設であ の河床が低下したために、木津用水の 取水が困難になったという 進められたの (中日新 あわせて

対運動が起きた。その後、工場前の木曽川で取水し、 地を限定してい これより前の昭和二十六年には、宝積寺地内に都築紡績㈱の工場を建てる話が町役場 日本毛織も、各務原の旧飛行場跡地で敷地二七万㎡余を買収して、 三三円余であ 栗木町長は小伊木河原一帯を提案したが、水利と交通の便のために会社としては宝積 とすることで合意し、 った。しかし、工場用地が名古屋市上水道取水口の上流側だった為、 たので、その線で買収が進められた。 昭和二十八年に起工、 敷地二万七千坪で、買収単価は畑で坪 排水は名古屋市の取水口の下流にある天神川 昭和三十年五月に竣工した(鵜沼の歴史)。 昭和三十三年九月一 愛知県側で反 へ持 日に操業 禄寺に立 お込ま

を開始した(鵜沼の歴史)。

団地の開発

団地をとり上げているのみで、他はほとんど記述が無い。 における団地開発については、『各務原市史・通史編現代』で緑苑

どが南町共有土地から同社へ売却された(後編参照)。 主体であったが、 したもので、九六七戸の建売分譲であった。団地は、東町共有の通称丸山が 宝寺町五一一八の小林住宅㈱ 東部での 原。山北 一号は新鵜沼台団地であった。これは、大阪市東区南久 (宝積寺山、字茅場の西端で九反歩 (社長小林三郎氏) が昭和四十年代初めに開発 (九〇九七㎡) ほ

坪)の通称長谷ヶ谷全部を売却し、その山林に開発された(後編参照)。計画 戸数は三一六〇戸で、 南町分についても、 東町団地 (のちの名鉄鵜沼緑苑団地)は、東町の共有山林を主体として、 昭和四十三年十二月に二七町五反七畝五歩(八二七一五 昭和四十七年に第一次分が着工された。

への売却面積は三三町三反余(一○○一三○坪)であった。これに、大洞の 字茅場)を主体としており、昭和四十五年三月の岐阜ガス(買主長良不動産) 宝積寺団地(のちの新鵜沼台)は、南町共有土地所有の原山(宝積寺山 金田池、 南側の民有山林を含むもので、計画は一一八二戸であった。



(今の第3小学校付近から望む)

昭和五十年に興人㈱の倒産

騒ぎがおこった。 (興人)団地はこれに続いた団地で計画一二〇〇戸であったが、 今日のつつじヶ丘団地である。

H

は、この鵜沼が故郷となるのであり、新旧の住民が混然一体となって今後の町づくりは推進されて 校、八木山小学校、陵南小学校と相次いで新設されていった。 ば何よりであろう。 ゆくことになると思う。 これらの団地の誕生によって、鵜沼地区の人口が爆発的に増え、小学校が第三小学校、緑苑小学 そうした時に、 鵜沼東部の町の成り立ちについて、 しかし、これらの団地で生まれた人々 少しでも本書が役立て

南町共有土地の歴史

発足から戦前まで 南町氏民への払下げ 南町氏民への払下げ 戦前の財産移動 戦後の財産移動 戦後の財産移動 で 会員入退会の記録(判明分のみ)

第一章 発足から戦前まで

羽場・各務野・内野新田・三ツ池新田の十集落であり平均三十三町歩ほどの山林を所有して 町歩あるとされている。 有が三三三町一反であった(鵜沼の歴史引用「県統計集」)。 昭和初年における鵜沼村 このうち各集落所有とは、南町・東町・西町・古市場、 の林野は、 公有林三六五町三反で、 他に私有が四六二町歩、 そのうち県有が三二 小伊木・大伊木・ いたこ

られたのはいつであろうか。 これらの集落有 トげられた例もあるが、 許可は明治三十三年九月二十六日のことであった。 炉畑・杉跡で御料地二十四町五反七畝三歩の払下げを受けたのは、明治三十一年三月に出願し 明治維新と共に国有地(皇室の御料林など)に移管されたのである。それが各集落に払い下げ ていたとは考えにくく この時の史料が残っていないけれども、 (区有)の 一般的には明治三十年代であった。三ツ池区有文書によれば、 山林等は、江戸時代には、ほとんどほとんどすべて尾張藩有の土地であ 犬山市の楽田では、代議士・松山義根氏の尽力で明治二十三年に払い 村内各区が同一行動をとっていた可能性は高い。 この頃のことであったのだろう。 村内で三ツ池新田 (三ツ池区) 南町組 だけが単独 鵜沼村字野 (南町



明治初期の山崎町9丁目付近絵図(上が北) (南町共有土地所蔵)

が定められている。明治四十三年一月の区の規則を掲げておく。 年間はまだ財産区として区から分離していなかったので、南町区の規約にも、 地、宝積寺町五丁目一帯JR高山線西側)が主体であった。これらはすべて南町区有であり、明治 山)、都築紡績工場から城山荘間の河岸山林および茅場と呼ばれた貞照寺付近(貞照寺、 沼台)である。そして木曽川沿ではJR高山線第一トンネルから宝積寺地区にかけての山 南町共有土地の所有地は、北部山林地帯では、長谷ヶ谷・原山(金田の池上下流域)、現在の新築 区有山林の取り扱 貞照寺団 (宝積寺

等には村長の認可と村議会の承認を要するという難点を有していたのである。等には村長の認可と村議会の承認を要するという難点を有していたのである。つまり区有といえども、 その処分

村規則并戸籍帳(原文はカタカナ交り文)

明治四十三年一月吉日、南町区

村方取締規則

- 一条 明治四十三年一月二十五日、 村方総会を開き、満座一致、左の事項を改正す。
- 第 二条 毎年十二月十八日を以て、 をする事。 正副長各議員集会の上、 相場を決定し、 同時に年度内の決節
- 割賦の際は、 毎年十二月三十日と定め、 村方総会を開き年度内の決算を報告し、

役員改。て、正副長、選挙を行ひ、新任区長は指名にて議員六名を定むる事。

- 区長の引継は、毎年一月五日と定め、区長給料は一ヶ年金拾五円、副区長は金五円とし、 但し区長は衛生組合長管理者権務を務むる事。 議員は無給の為、其年限り無役常使を除く、区長に限りて翌年度無役常使を除す。
- 五条村方の通常費は金三百円、区長に据置の事。
- 祭 総て協議費に不限、収出負租は現地価現戸数に折伴の事。
- 祭 合は銀行に積立る事。 総て年度内の経費立用金に不足の節は、前条の負担にて徴収する者とす、 若し過金の場
- 条 総て協議費掟 米取立期限は十二月三十日と定め、期限経過すれば延滞利子を徴収する者
- 各 分する者とす。 区有山林伐木代金其他区有財産に関する一切の所得金額は、前条同様地価戸数折伴に配
- 么 円郵便局に据置き、年度の利子は同局に積立つる事。 定期預金四百弐拾七円は銀行に据置、年度の利子は銀行積立つる事を、 また債券百拾五
- 第十一条 木代金、城山電柱建設示談金割賦の節の地価戸数に順次る事。 預金又は債券を配当する場合は、明治四十三年一月廿五日、六斗・萬之助 ·小笹根洞伐
- 第十二条 分家し村方に加入する者は、 其旨区長に届出で、 区長は戸籍帳に記載する事、 半戸

- 第十三条 方総会の節、無代価にて戸籍に譲る事。 明治四十三年一月廿五日を以て村
- 十四条 一項 他所より移住せし者は、 他所より当区近傍に移住し、当区民に加入申込たるときは区長は左の事項を申付る事。 区有山林内へ一切入を禁ず。
- 三項 他所より移住せし者は、 する者とす。 他所より移住せし者は、 区有山林伐木代金は勿論、総て区財産に関係の資格なき者とす。 区有財産に関係なき者たりとも、総て一戸立の諸係り費を負担
- 他所より移住せし者といえども、薬師雨宮祭典の戸数当り祭典費供へる事。
- 他所より移住せし者は、無役常使を務むる事。
- (関
- 第十五条 諸勧係及有志金仏鮹袋等は村内を除くの外は区長に於て謝絶する事。
- 第十六条 字大塚・三つ御王塚、武藤喜三郎、字茅場山神武藤勇吉、 明治四十三年一月廿五日、村方総会を開き協議の上、区有財産に決定す。 山崎山神加藤鉄次郎所有の処
- 七条 南町宝積寺御嶽神社の祭典日を、雨宮祭典の同日と定め、御嶽神社余興費を南町金六拾 宝積寺金四拾銭と、四拾三年一月廿五日村方総会の節決定す。
- 第十八条 字大塚・三つ御王塚祭典費、金弐拾銭、宝尺寺組え渡す事に、前条の同年同日に決定す。

- 第十九条 典に御酒壱升を供へる事。 明治四十三年十二月廿五日割賦の節、 村方総会を開き、 其の節、 宝積寺組、 津島神社祭
- 明治四十二 五ヶ年間、 一年一月廿九日、役員集会の節、 横山松太郎に掟る事に決議す。 木曽川通り字同明岩 一ヶ年金一円にて四拾三年一月より
- 明治四十三年度役員右の事項決議す。
- 区長 勝野銀次郎 **印**
- 澤田善太郎
- 議員 武藤勇吉(印)
- 議員 勝野勝次郎 横山松太郎 印

議員

- 議員 勝野勘次郎 印
- 川村梅次郎 勝野喜四郎 印
- 南町区戸籍人名 (明治四十 (以降追加記入)
- 大竹政太郎
- 松岡庄太郎

勝野鉄次郎

明治四十三年十二月十五日より本戸	太郎	勝野源
	甚吉	勝野
	高三郎	勝野市
大正七年三月帰郷に付加入	丈太郎	勝野士
	川村勘次郎	川村勘
	長太郎	勝野馬
	由太郎	勝野山
	じよ	勝野
	丑松	大竹
	喜四郎	勝野吉
	石黒勝三郎	石黒晄
	徳助	武井
	川村愛三郎	川村商
明治四十五年三月九日、父口助死亡により長男太郎相続す。	太郎	勝野
	藤栄太郎	武藤光
	次郎	川村辰次
	竹蔵	鰲見
	亮三	大竹
	次郎	江森銀
	次郎	勝野勘次郎
宮崎 卯蔵	Z	宮崎松
相続人信太郎他へ移住に付消す	年十月、	大正十一
	五郎	勝野七五郎
	菊次郎	勝野茄
	藤蔵	大竹
	為八	勝野
	三郎	鷲見萬
	勝野喜十郎	勝野吉
大正八年二月三日幸太郎死亡により長男光雄相続す	光雄	勝野
大正八年二月十七日円三郎死亡により妻すう相続す	すう	勝野
	<	山田
明治四十三年三月十三日金五郎死亡、相続長男幸吉	幸吉	鷲見
	はる	大竹

勝野 源七 勝野 源七

助明治四十三年九月十五日より本

43

横山源一	加藤岩次郎	横山宮次郎	横山 定助	横山文四郎	横山元右ヱ門	横山吉太郎	横山富士太郎	横山 弥作	横山 寅吉	横山新太郎	大竹市左ヱ門	横山 良吉	横山由太郎	横山辰次郎	横山增太郎	横山 政平		横山八百次	横山竹次郎	国定 貞二	武藤由太郎	加藤鉄次郎	武藤弥作	横山宗太郎	小島長三郎	横山れい	井馬	大竹 弘三	蜂屋いし	勝野すう	勝野や口
			定助死亡により松太郎が相続をなす	文四郎死亡により養子明市相続す																大正十五年名古屋へ移転							明治四十二年一月十日より加入				明治四十四年五月死亡

中島松太郎

小川寅次郎

武藤 源七

石黒和十郎 石黒高三郎 鷲見 和市 武藤鍬次郎 横山新之丞 横山幸三郎 武藤利三郎 大竹重太郎

大正三年二月加入

佐市

河村

又吉

大正三年十二月二十七日分家加入 大正三年十月十日分家加入 大正三年三月分家加入 大正三年二月加入 横山 後作

大正二年三月十日加入

大正十一年度名古屋市へ移転 明治四十四年三月十二日分家

横山定兵衛

大正七年八月分家加入 大正六年三月分家加入 大正五年二月二十日分家加入 大正四年十月二十五日分家加入 大正四年十月二十日分家加入

鷲見太 三郎

大正七年三月より加入

武藤

源六

末吉

横山 兼市	横山市太郎	川村 徳助	川村喜太郎	川村 健吉	横山仙太郎	横山松次郎	武藤 勇吉	武藤 仲七	武藤喜三郎	武藤 治七	武藤重太郎	横山捨次郎	横山又兵衛	横山新兵衛	
	明治四十三年十二月二十六日より加入			大正十二年十二月名古屋市へ移転				仲七死亡により実子徳三郎相続をなす	大正九年度名古屋市へ移転す					新兵衛死亡により実子常蔵相続をなす。(大正)十三年十月大阪に移転す。	
														三年十月大阪に移転す。	

横山新三郎

横山

鎌吉

鎌吉死亡により実子新市相続なす

磯野	川村初	横山	横山鶴	鈴木	松岡仙	横山多賀	横山	安江	勝野	大竹	松本	宮崎	鷲見	
誠道	太郎	金作	之助	浅夫	之助	賀一	有二	寅松	義松	中藏	銀一	義夫	奥一	
大正十四年十月二十日	昭和二年二月二十一日分家加	昭和二年一月十一日分家加入	大正十五年十二月分家加入	大正十五年十月移住	大正十四年十月二十四日	大正十四年十月二十四日	大正十四年十月二十三日	大正十三年十二月十八日	大正十四年四月一日	大正十四年二月一日	大正十三年十一月分家加入	大正十三年十一月分家加入	大正十三年十一月分家加入	



大正10年頃の城山と渡船 山上の鉄塔2基は、明治42年5月建設の日本最初の送電鉄塔。船は内 田有料渡船(ワイヤーローブによる岡田式)。木材は繋留筏。 上空には陸軍のモーリスファルマン機。

横山吉左ヱ

大正十二年六月分家加

十月分家加入

大正十三年六月隠居に付加入 大正十三年二月分家加入

三年三月分家加入 二年十一月分家加入

大正十一年十月分家加入

十分家加入

廣瀬藤四郎 横山信太郎 勘市 義松

正八年三月廿日分家加入

月廿五日分家加入

賢市

実費支給をし、また賞与も出すことになった。 銀次郎、 大正十五年九月五日、区総会において、区有財産管理者の選挙を行い、左の五氏が当選した。勝野 大正十 勝野勝一、大竹政太郎、国定定太郎、 四年十二月二十四日より、区有山林の東洞・萱場の山林を区役員で山廻りをした。 武藤勇吉。 なお、この管理者は名誉職ではあるが、

紙質や文面から見て昭和初期~中期のものと思われる。 その後のことであるが、区有財産の取締規約案がのこされているので、現代文に直して掲げる。

部落有財産取締規約(原文はカタカナ交り文)

区の負担とする。 であって、 部落有財産を、便宜上個人の名義にしているのは、南町区に対して現住者が名義を貸しているの 個人の所有物ではない。よってこれに対する権利義務は、 何ら個人には無関係で、 総て

- 第 一条 区有財産の選任は四名とし、 任期は五ヶ年とする
- 名義は現住者各戸主の名義とする。
- 三条 当区を退居した者は、所有権料として金百円を渡し、 売渡登記証と引替える。 登記料は

区持ちのこと。

- 条 再び帰村の場合は、村方へ加入申込をした時は金百円を徴収し、その節の登記料は加入 者持のこと。
- 第 条 義務を履行した者に所有権を与える。但し登記料は本人持のこと。 新たに分家する者又は戸主権の相続人は、五ヶ年間区内に現住し、区に対するすべての
- 第 条 他所より移住の者へは所有権を分与しない。
- 第 条 は規約に基づき消滅する。即時登記を取消し一戸分と改める。この登記料は区持ちである。 所有者が都合上区内へ養子をした時は、一戸の権利者が二名となるので、そのうち一名
- 条 現住者で相続人が無くとも、一戸を構えて村方の住人となれば、権利は有し、また戸主 上げ、その権利は消滅する。その代金として金五〇円を与えるものとする。 が死去後、 戸籍上の戸主が出来てその本人が当区に居住しない場合は、権利は村方へ引
- 第 第 + 条 条 現住者で相続人なしでも、一戸を構えて村方の住人であれば、 現住者で相続人が無く戸主一人の者は、登記上の所有権を与えられなくても、 り所有権利者とみなす。 権利者となり、 戸主死去 規約によ

南町共有土地の歴史・発足から戦前まで

- で絶家となっても、権利消滅代として金 円を与えるものとする。
- 第十一条 第十二条 共有地に対し、 現住者親子親族の間で、都合上二戸を一戸とする場合は、第七条を適用する。 いかなる場合も永久に保存するため他へ売却をしないこと。

具維持費も、土地共有財産収入より支払負担することも決まった。いわゆる区から財産区として分 事務を兼ねてきたが、今後は土地掛に事務取扱を任せることとした。それと共に諸祭典費や祭典器 したのは、この時のことである。 その後、昭和十六年十二月二十五日の区決議により、それまで区長が共有財産を管理し収入決算

52

界二章 南町区民への払下げ

四〇号であるが、主要な全文を掲げることにする。 各区の了解を待って、この案が大正十四年九月十二日に村議会へ提出されている。 売をして、残る保安林を含む山林は村へ提供するという処分方法が大正十四年に提示された。村内 であったので、このことを是正するために、区有財産(部落有財産とある)は出来るだけ区民に特 区有山林等といっても、その処分に当っては、村長の承認と村議会の議決を経なければ一切不可 南町分は議案第

議案第四四号

一、部落有財産処分に関する件。

本村南町所有に係る部落有財産、別紙の通り処分せんとす。

大正十四年九月十二日 提出

鵜沼村長

南町部落有財産整理方法案

一、処分の事由

をなさんとす。 部落観念を打破し、 村治の円満を図り、其他管理方法を改め、 利用厚生の途を講ずるため本処分

処分の方法

本村南町組有土地は左の方法に依り処分するものとす。

田畑宅地及管理上不便なる山林は左の価格をもって関係部落民に特売するものとす

田一反歩 金百円

畑一反歩 金六十円

山林一反歩 金十円 宅地一坪

金二十円

、前項以外の山林(保安林を含む)は左記条件をもって全部村へ提供するものとす。

(イ)旧来の慣行に依り、将来永遠に提供部落民において使用せしむること。

(ロ)使用料は、地租公課及村の手数料の範囲内に止むること。但し、現在に於ては、台帳面積 歩に付金六円とす。 一町

ハ) 将来南町における公共事業の為め、其の財源を得る必要なるときは、本財産の一部を関係部 落民に特売を受くること。

特売代金は、 五分を村基本財産に指定寄付し、本部落有財産整理費に充つ。

特売代金は、本処分許可の年度内に完納するものとす。

南町組部落有財産処分一覧表(朱にて修正後の数値) 使用地の使用料及使用方法に就ては、 旧慣に基き、 条例を設定するものとす。

計	保安林	山林	宅地	畑	田		Æ.
六五町七反・九・一四	四四町八反七・一九	二〇町九反一・二五				反别	村へ提
九六円二二		九六円二二				地価	佐供地
六三二坪三七		一六町七反一・一八	六三一坪三七	五町三反五・〇二	二反	反别	特士
九〇三円八五		五 円 八	11111111111111111111111111111111111111	四七九円四五	五九円八三	地価	売地
五二〇八円二二		一六七一円五六	二天円二七	111110日四〇	一九九円九九	中 元 元	E

南町部落有財産処分方法・個所別表

村へ提供地

茅	東	"	大	茅	字
場	洞		塚	場	4
七八〇一一一二	五八六三十一一一一	七六二九一八	七六二九一一	七八〇一一一	地番
11	保安林	11	"	山林	地目
一町五反	二七町一反六・一五	五反四・二二	四町六反一・一八	一五町七反五・一五	反别
		二円五二		七二円四七	地価
00.00	五四川川・〇〇	一大四·00	三八四・00	四八六六・〇〇	

"	11	"	"	"	大塚	"	町口	11	n	"	"	"	11	//	//	"	茅場	長道	"	//
七六一六一二	七六三〇一一五	七六三〇一三四	七六三二一一	七六四〇一七	七六四〇一八	七二八二一一	七二八二十二	七七八六一一七	七七八六一一五	七七八六一一二	七七八六一六	七七八六一五	七七八六一四	七七八六一三	七七四二	七七八五一一	七七八五一二	六八九二	七一六二一一一	七一八五一二
11	11	//	//	"	"	"	//	77	11	"	11	11	11	"	11	11	.//	,,	//	畑
六二九	九反一・二六	七反二・一五	一町一反八・二八	一反五・〇〇	二. 0六	六・〇三		八、一五	一八	二反六・〇三	一反〇・一八	111 - 111	三二十	三反〇・〇三	一反二・一八	二二七	01.1	七二五	1.04	t:
六円〇二	八三円四二	六五円八三	一〇七円九九	HE	一円六四	一四円三四	一円八八	三円六三	三五	一五円三四	四円五二	1田〇四	一円六六	一七円七〇	七円四〇	一円五一	三元	二一円八二	九二	五円五一
三九円八〇	五五一円二〇	四三五円〇〇	七一三円六〇	九〇円〇〇	111111110	三六円六〇	四円八〇	五一円〇〇	三円六〇	一五六円六〇	六三円六〇	一四円六〇	1111円四〇	一八〇円六〇	七五円六〇	一五円四〇	四田〇〇	四五円〇〇	七円四〇	四四円110
都築紡へ売却	都築紡、国道の敷地	鉄道西		T15宅地に	宝公民館敷地	大竹氏へ売却	大竹氏へ売却	鉄道東	鉄道西	鉄道西	鉄道西	国21沿						「なし」とあり		

山田悦夫とあり	九円六〇	- IEI III II I	一一八	畑	七一八五一三	本郷
	七五円三三	一五円三二	七二六	,,,	六五六七	大洞,
	O用IIII	四円八七	一・〇一歩	H	八〇四九	ノ宮・
台帳のメモ等	特売価格	地価	反别	地目	地番	字

保存千分の一 七五円九六銭

合計	ŝŀ	//	77	"	"	11	"	茅堪
	保山安林林	七八〇一一一九	七八〇一一一八	七八〇一一一七	七八〇一一一六	七八〇一一一五	七八〇一一一四	七万〇一一二
		11	11	11	n	11	"	//
六五町七反九・一四	四四町八反七・一九	一反	二町六反一・○四	五田町	七反		四反	七田
九六円二二	九六円二二	ı				T	1	
五 九 :00		110.00		1000.00	置0.00	八〇・〇〇		

T15畑、都築紡へ売却	一円七		二、〇五	"	七六三〇一一三	11
T15畑、都築紡へ売却	三円八〇	一七	三二四	n	七六三〇一一四	#
	二七円五〇	一円王	二反七・一五	"	七六三〇一一八	"
	五三	R	一六	"	七六三二一二	11
	二八九円二三	四三円三六	二町八反九・〇一	"	七六四〇一一	n
甚吉裏道路敷	二四		2	"	七六四〇一三七	大塚
	四七円五三	1118111	四反七・一六	"	七四六四	"
城山、都築紡へ売却	一三三円七七	六円一五	一町三反三・二三	"	七四六二一一	11
松尾喜一外一人に売渡	六円八三	一円七六	六二五	"	七五五四	清水
	二三円八〇	一円〇九	二反三・二四	"	七八〇一一二	"
川上貞に売渡す	一〇四〇七	田〇	一反〇・〇二	л	七七九七	"
鉄道東北端 国21沿	四〇			"	七七八六一九	"
操西、国21沿	六円七三	六七	六二三	n	七七四〇	"
	円円		一反一・〇六	"	七七三九	"
武藤ひなに売渡	一九円〇三	一円九〇	一反九・○一	11	七七三四	"
	二一一円六七	三円七	二町一反一・二〇	"	七七八六一一	"
	五三円三七	五円二四	五反二・一一	II .	七七八六一二	11
は一反五畝一六歩、同二十二は一反五畝一六歩、同二十二は一反野間とは五反照三十二は一反	七七円五七	七円七五	七反七・一七	山 林	七七八六一七	茅場

国道21号沿	六円五〇	六五	六:一五	11	七七八六一八	茅場
	五円〇〇	一円五〇	一反五・〇〇	//	せせつせ	宝積寺
蜂屋氏宅地売渡	五円〇〇	一円三九	五:00	11:	七一六四一一	11
八勝閣敷地内	大三	一六	一九	山林	七一六四一二	本郷
林道入口観音様敷地	11百00	11E00	10坪00	11	七六二九一六	"
農地開放	11國田〇〇	三九円六〇	1110坪00	11	七六四〇一九	11
農地開放	一九円六〇	三田田田	九八坪〇〇	n	七六四〇一一〇	"
農地開放(横山正利	1111年1110	二二円七八	六六坪〇〇	"	七六四〇一一二	
	1 1 0	一九円九六	六〇坪五〇	,11	七六四〇一二	大塚
			一坪〇〇	11	六九六三一二	土屋
南町郷倉	九円四〇	一五円五一	四七坪〇〇	"	七二〇四一二	11
農地開放(山田悦夫)	二五円三七	四五円六七	一二六坪八七	"	七一八五一一	11
八勝閣敷地内	田 〇	二円二六	六坪〇〇	11	七一六二十三	11
南町弘法堂	一六円〇〇	二八円八〇	八〇坪〇〇	"	七一六二十二	11
	1111110	五門一八	一六坪〇〇	宅地	七一六二一四	本郷
共同墓地の北	六円六〇	一円七	1.011	,11	七五七〇一二	//
共同墓地の北	一二円六〇	円 四	111.0111	"	七五七八一二	11.
鉄道敷地	六円六〇	一円七一	IIIO · I	11.	七五七六一四	東薬師
ツヅキ行とあり	四八八円六〇	七三円九四	八反一・一三	11.	七六一六一一	11
政市入口道路	大田〇〇	七五	1.00	"	七六四〇一三二	11
	一九円六〇	一円四四	三・〇八	畑	七六四〇一三二	大塚

	丁にこう つつ		13100	
1	二七町一反六・一五	保安林	五八六三一一一一	東洞
一一円五二	五反四・二三	11	七六二九一八	n
111111111111111111111111111111111111111	四町六反一・一八	"	七六二九一一	大塚
七二円四七	一五町七反五・一五	山林	七八〇一一一	茅場
地価	反别	地目	地番	字

大正十四年九月十二日提出

議案第四五号 村有財産に寄付受理並に管理の件

に使用せしむ。 今回南町部落有財産整理に当り、 左記土地を別記条件を以て村において受理の上は、

提供部落住民

保存千分の一 二二円七五

五二〇八円二二	九〇三円八五	宅地 六六一坪三七			合計
一六七一円五六	一五 円 八	一六町七反一・一八	山林		
一二六円	111111111111111111111111111111111111111	六三一坪三七	宅地		
1111110円	四七九円四五	五町三反五・〇二	畑	TOTAL BUILDING	

	一九九円九九	五九円八三	11反〇・〇〇	#		計
	四円三三	三九円六三	一反一・一三	H	六〇六二一一	一ノ宮
	五七円四〇	二三円四八	九二七	"	11041	薬師
共同墓地の上	1二円六〇	円 四	110.11	"	七五七八一一	"
共同墓地付近	四田110	七四		"	七五六九	n
鉄道敷地	六円二〇	一円六〇	1.01	"	七五七〇一五	IJ
鉄道敷地	1 円10	二円八九	天	畑	七五七七一四	東薬師
鉄道西貞照寺前	五三	○五	一六	"	七七八六一二〇	,11
国21沿貞照寺前	九〇	〇九	王	"	七七八六一二二	茅場
S五分筆、同一○は 五反八畝三歩同一○は	二五円二〇	五円九四	一町二反九・〇六	"	七六二九一一〇	"
S Ŧį	四一五円九〇	一九円一三	四町一反五・二七	"	七六二九一九	"
甚吉北道路敷	一円円田	110	1.10	"	七六四〇一三五	"
売渡し	八一円六三	二三円二四	八反一・一九	п	七六一二	11
三は三反七畝一五歩は三町五反七歩同十二は八反二四歩同十	五二円九七	三田四四	五反二・二九	"	七六二九一七	"
	二八円八三	一円三四	二反八・二五	"	七六三〇一一	//
T 15畑、	七円〇七	11111	1:0:1	11	七六三〇-11	//
11: 力	一円グ三	1	- · - - - - - - - - - - 	11	サスコンーニ	プロ

.11	11.	//	11	11	//	湯場
七六〇一一一九	七六〇一一一八	七六〇1-1七		七六〇一一一五		七六〇一一一三
11	"	"	//	"	"	保安林
一反〇・〇〇	二町六反一・〇四	五町 00・00	七反〇・〇〇	四反〇・〇〇	四反〇・〇〇	七町 00・00
I	1	T			-	I

提供条件

- 旧来の慣行により、将来永遠に提供部落住民において使用せしむること。
- に付、一円とす。 使用料は、地租公課及び村の手数料の範囲内に止むること。但し現在において台帳面積一町歩
- 将来南町において公共事業の為、 民に特売を受けること。 其の財源を得るに必要なるときは、 本財産の 一部を関係部落

議案第四六号

めんとす。 南町部落有財産整理に当り、 村提供地、 山林の管理並に使用料徴収条例、 左記の通りこれを定

大正十四年九月十二日提出

稻葉郡鵜沼村長

村有山林管理並に使用料徴収条例

- 第一条 制第九十条に基き 本条例において、山林と称するは部落有財産整理統一により、本村有に提供山林中、 旧来の慣行により使用せしむべき土地を云ふ。 町村
- 山林の使用せしむべき箇所は左の土地とす。
- 第三条

11	"	"	//	"	"	"	茅場	東洞	11	大塚	茅場	字
七八〇一一一九	七八〇一一一八	七八〇一一一七	七八〇一十一六	七八〇一十一五	七八〇一一一四	七八〇一十二三	七八〇一一二二	五八六三一一一一	七六二九一八	七六二九一一	七八〇一一一	地
"	"	"	,,	11	n	"	,,,	保安林	"	,11	山林	地目
一反	二町六反一・〇四	五十二	七反	四反	四反	七町	一町五反	二七町一反六・一五	五反四・二二	四町六反一・一八	一五町七反五・一五	反别
									二円五三	E	七二円四七	地価

五条 使用地は営林採算共他の為、提供部落民にして旧来の慣行を有するものに使用せしむ。 林野使用料は台帳反別 一町歩、金一円を徴収す。

P116 本手の使用料は毎年四月升五日限りこれを納付するものとす。 単元条 前条使用料は毎年四月升五日限りこれを納付するものとす。

第七条 使用目的営林採草 林野の使用を受けしむとする者は、左の事項を記載し村長に出頭許可を受くべ

第八条 使用地の使用権を相続し、名義の変更せんとするとき、又は使用地の許可を受けたるもの 関係部落を退去せんとするときは、村長に届出るべし。

第九条 新に本村に住居を構へ、使用地の使用を受けんとする者は、 村長に出願許可を受くべし。 許可受けたる者の承認を経て

を停止し、 本条例に連背し、又は林野を荒廃せしむる虞れありと認むるときは、 又は金五円以下の過料に処することを得。 十ヶ 年以内、 其使用

可書が届いて発効している。 この部落有 財産整理議案はその 後稲葉郡長へ送付され大正十四年十月二十四日付で郡長大野勇の許

正十五年一月には 今回土地を区住民に特売をうけるについて、 大正十五年四月の村からの払下げ登記手続きと代金納入に至るのであるが、 「共有土地規約書」が定められているので紹介する。 住民一同が協議して規約を定めるとあっ その間の大

- 特売を受ける土地は現に区内に本籍と住所を有する各戸主の共有とする。 本籍のないものは
- 二、持分は均一。
- 三、各共有者は、この土地の分割を請求しない。
- 四、共有者は持分を他に移転したり、別の権利の目的としない。
- 払い、 本籍又は住所を南町区外へ移したものは脱退したものとみなす。 持分登記を他の者に移転し、その費用は脱退者持とする。 その脱退者には金百円を支
- 再び区内へ復帰して共有に加入したい者は、 入者持とする。 百円を支払い、持分登記をするときは費用は加
- 分家者負担で行う。 区内に分家して五年以上居住し、 区民としての義務を果した者は無償で加入し、 持分登記を
- 八、他区等より今後村に移住したものは加入させない。
- 九 廃家をして区内の他の家へ入籍した者はダメ。移転の登記費用は共有者持ち
- + 土地から生ずる所得は、共有土地の費用にあて、余分は区の会計 へ入れる。
- 十一、共有土地の管理者は四名とする。任期五年。再選可
- 十二、管理者の報酬は年当り金・一円。

十五、 十四 証書類は管理者が保管する。 管理者は毎年管理の状況や会計を各共有者に報告する。

66

本規約の変更は、 大正十五年一 共有者の二分の 以上 同意を要する

売渡価格ではない。 渡し登記証書では、 なお村の議決は、 売渡人は、 売渡代金一万七千七百五十四円となっている。これは土地評価額の計で実際の特売価格が五千二百八円余となっているのに対して、大正十五年五月一日の売 鵜沼村南町組管理者・村長竹山寿夫とある。





鵜沼村から南町への売渡し登記済証 (南町共有土地所蔵)

昭和三年の村有地の払下げ

あったと思われる。 分割分配した記録がある。各戸五十円の配分であった。これは川上さだの貞照寺への売却が主体で 売却代金のうち、村への払下げ費用支払に当てた残金の金七八五○円を共有土地の戸数一五七戸で 昭和三年十二月二十五日、村方総会(共有土地総会であろう)で、 茅場、 大塚、 清水の山林土地

同年四月五日付で登記がなされた村有地の払下げ地は次のとおりである(登記売渡証書)。

東洞五八六三—一—一 保安林 二七町一反六畝一五歩 —	" 七六二九一八 " 五反四畝一二歩 二円五二銭	大塚七六二九一一 "四町六反一畝一八歩 二十一円二三銭	茅場七八○一一 山 林 十五町七反五畝一五歩 七十二円四七銭	対
歩	二円五二	歩二十一円三	歩七十二円四七	科技
名鉄へ売却	S13·10大西土地へ売却	S13·10大西土地へ売却	残十五町七反八歩(東宝積寺山) ○歩貞照寺へ売却	その後の発送

されている。 より本村にお これらの合計六十五町七反九畝十 は何等関係なし」との一 ・四歩に 文がある。 六千 村長竹山寿夫の名 ○銭で払下げがなされ、 村長の公印があり登記

承がある。 なお、この 林払下 げ代金につ ては、 合品 池の修理人夫に出 た際 人夫賃で相殺され たとの

られる。 の売却 戦前の 組合の 城山荘や貞照寺の件は後述する。 (昭和三年)、 財産処分としては、 昭和十五年の大西土地拓殖 大正十 一年の三輪市太郎 (光青不動産) の賃貸(城山荘)と貞照寺 0 売却 (山崎 剛町七丁 が挙げ 万松園

戦前の た分が、「南町共有土地組合文書」に収めらせているので次に掲げる。 財産処分で明確なものとしては、大正十四年十月二十四日付で稲葉郡長大野勇から許可を

一、磯野医院への賃貸(大塚山)

は国定定太郎氏であった。 る。また分筆をすること、 年二月に磯野誠道氏 年当り玄米四斗入り十五俵であった。その後の二十年間は四斗入り二十俵とするとり決めであ 地大塚 へ賃貸することになった。 大塚七六二九一一)十一町二反歩のうちで、一町 医院以外に使う場合は契約無効とすることなどが決められている。 医院建設のためであった。 一反六畝十九歩は、大正十二 当面二十年契約で、 質料 区長

組合の総会で決議している(S二・一・四決議書)。 ていないので別にとり決めたのであろう。 磯野誠道氏がこの土地に建てた建物(医院兼住宅) 有総代十八名と磯野誠道氏の間で、前契約を継承する旨の契約証書が残されている。また、 その後、 区有地処分によって、 区民一四五名の共有財産となったことにより、 を抵当として、金五千円を融通することを共済 ただ返済期限や利子等については何ら触れられ 昭和二年 その際、 月に共

約が解消するに至っ その後昭和十三年になってこの土地を含めて光青不動産へ売却され、 た。 財産区と磯野氏との間も契

大塚山の一部売却

和二年五月 十三日付で、 大塚七六 の山林五反二畝四歩につい (地価七円八十二

三歩と七六一二番四の四畝一歩に分割(現在の分筆の意味)している。 入れにより購入したものと思われる。翌三年五月一日には、五名はこの山林を七六一二番 の村瀬同族株式会社取締役村瀬九郎右ヱ門の名があるところから、五名が村瀬同族会社か 二千八十五円で売却した。登記は昭和三年二月十七日のことで、名古屋市中区新栄町六丁 一四五名のうちで、大竹政太郎・勝野初太郎・勝野銀次郎・武藤勇吉・国定定太郎の五名に 自三番地 一時借 の四反

額で売却登記をしている。 また、昭和三年二月十七日(売却登記と同日)、国定定太郎氏はその持分を残り四名に買い値と同

三、大同電力会社鉄塔

福沢桃介と南町区の間で、送電線建設の為、鉄塔用地として 大正十年十一月二十九日、大同電力株式会社(東京市麹町区八重洲町 一丁目 一番地)取締役社長

鵜沼村茅場 七八〇一番一七に二基

同 大塚 七六二九番一に 一基

間もなく廃止となったようであり、鉄塔の基礎となった鉄骨を掘り取った跡が大塚山の山頂部に残っ 計三基分を賃貸借する契約がなされた。年貢は鉄塔一基につき金二円であった。この鉄塔は戦後

、城山の賃貸(戦前)

ことを付していた。 の条件として、舟や筏の繋留等を妨げないこと、通路として二、三ヶ所開放し、柵等を巡らさな 常郡 八。 長と三輪市太郎との間の変更契約をうけて、南町区と契約したものであった(本文後掲)。南町区 沼村字清水七四六四番である。年貢は玄米四俵であった。同年九月十八日に、鵜沼村長竹山寿夫 輪市太郎の間で結ばれた契約と、十月十二日に開かれた鵜沼村議会の修正決議、十月十二日の 橋架橋の話がかなり進んだ大正十一年十月十八日、県道と名鉄の合乗りでの架橋に尽力した 村給父の代議士三輪市太郎と城山の賃貸借契約が締結された。山林四反七畝十六歩で、

が始まっており、万一架橋の時は、その用地につき借地権を主張しないこと、無格社三ケ所および 山林中の無格社一ヶ所約三坪と既設電灯柱の所を除く外全部としている。満二十ヶ年づつの更新と 契約書類がある。年貢が相違するのは、 契約に先立つ約半年前の大正十一年三月二十日付でも城山の賃貸契約証書がのこされており、 貢は玄米四斗入三十五俵とあって、前掲のものと大きく食い違っている。すでに架橋の測量 三輪市太郎との契約である。この契約のあとは、 がありこれを除くとしている。送電鉄塔には触れていない。 公式には四俵で、実態は三十五俵であったかもしれない。 昭和三十年十二月二十五日の三輪静子と 区長勝野辰三郎と八開村給父

(南町共有土地文書)

土地賃貸借契約書

岐阜県稲葉郡鵜沼村字清水七千四百六十二番

一山林一町四反三畝十歩の内

柱の位置等を除く外全部。 既に宅地として他に賃付しある部分及右山林中に安置しある無格社三ヶ所の地域約三坪并既設電灯

称し、借主三輪市太郎を乙と称する事に合意せり。 其細目を左の通り相定む、尚契約書文中契約者双互の称呼を簡単ならしむる為め貸主南町区を甲と 右土地は鵜沼村字南町区の共有なる処、今般賃貸借為す事を、甲乙双互間に於て契約したるに因り、

契約事項

一条 改正せず従前通りとし、更に変更せざるものとす、併し存続期間二回以上延長する場合は 但し、期間満了後は、甲乙協定の上継続賃貸借を延長するものとす。此場合、賃貸借料は 土地賃貸期間を大正十一年四月より来る大正四十一年三月に至る満二十ヶ年間とす。 更めて協定するものとす。

但し、金納の場合は、毎年掟米価格村相場標準額に準拠するものとす。 限り乙は甲に納付するものとす。 賃貸料は一ヶ年玄米 (産米検査合格のもの)四斗入三拾五俵と定め、 毎年十二月二十

以て彼是申立てざることを特に契約す。 るときは、該地域は全部除く事を乙は承諾上にして、 架設の測量等ありたる場所に付、若一架橋の場合、該架橋台の位置に編入せらる、場所あ 前記山林は俗に城山と称する土地にして、木曽川に沿ひ内田渡船隣接地にして、既に橋梁 決して其筋に対し借地権利ある廉を

第四条 之を定むるものとす)毎年例祭執行の場合は、其当日前後該神社へ至る通路は従前通り 前記山林中に安置しある無格社三ヶ所の神社は、壱ヶ所に移転為し 慣に従ひ通所することを乙に黙認せらる、ものとす。 (場所は甲乙立会の

第五条 前記山林に接する土地、今般乙の所有となりたる土地に氷庫一棟建設しあり、然るに其一 部表示山林内に跨り居れり、然るに大部分は乙の所有なるに因り、 と定め毎年十二月二十五日限り、甲は乙に納付するものとす。 其敷地賃借料一ヶ年

第六条 前条の氷庫、乙に於て事業の設備上妨害となり取除き方を請求せらる、場合は、甲は直に 務あることを時に契約す。 取払うものとす、但此場合は相当取払ひ料を甲乙協定の上、 金額を定め乙は甲に支払ふ義

乙に於ける土地使用の目的は遊覧地及之れに付随する工事の為め切取り地均らし等施工は 甲の認諾なるも、 危険事業は総て厳禁するものとす。

第八条 乙は貸借料を期日に至り一回たりとも甲に支払はさるときは、 は乙の費用を以て直に取払ひ甲に返地するものとす。 本契約を無効とし、 既設の

保存するものとす。 右契約事実を証する為め、当事者各自署名捺印し たる本契約書二通を作成し、

岐阜県稲葉郡鵜沼村 大正十一年三月十二日

土地貸主 (甲)

右代表者区長 勝野辰三郎

澤田善太郎 松本新左衛門 印印印印印印

勝野錠太郎

加藤鉄三郎

愛知県海部郡八開村大字給父十一番戸 駒吉

全県全郡全村大字給父十一番戸 土地借主(乙) 三輪市太郎

保証人 三輪

三重県桑名郡益生村大字矢田三三四番地 田中新右衛門

契約釋明書

回毎の延期々間を二十ヶ年つ、と定めたるものなり。 大正十一年三月十二日双互間に土地賃貸借契約締結なしたる其条項中、左の点を釋明す、第一条に

第七条中の工事の種類は、切取り又は地均らし而已に限らず、隧道或は石垣等をも含み、 第五条中の賃貸料の記入なきは、乙が辞退の為めにして、甲は支払義務なきものとす。 且つ家屋

建築樹木植栽等も勿論の事、

右の通り他日誤解なきを期する為め、 岐阜県稲葉郡鵜沼村大字南町区 本書二通を作製し、双方に所持するものなり。

大正十一年三月十五日 代表者区長 勝野辰三郎

松本新左衛門

澤田善太郎

勝野錠太郎 即即即即即即

加藤鉄三郎

土地借主 三輪市太郎

田中新右衛門 EU EU EU

人 三輪

川上さだ(貞照寺)への売却など

表名義大竹政太郎初め計十二名)へ払い下げられた(権利書)。 十五年四月一日に、茅場七七八六番一の山林二町一反一畝二○歩が、六三四円で南町共有土地 大正十四年九月十二日付で、村議会へ提出された村有地処分議案にもとづき、 前述のように大正

そして、昭和三年十二月六日に、

同番二四 茅場七七八六番一 番二五 " 山林 一町五反三畝九歩 三反一畝四歩

"

二反七畝七歩

却登記されている(登記済証)。 の三つに分筆登記され、同年十二月十 九日付で、川上さだへ七七八六番二四(三反 一畝四歩) が売

山林六畝十歩とに分筆されている。 なお、昭和九年一月十二日には、茅場七七八三番一が七七八三番二六の山林五畝二八歩と同二七

また昭和三年十二月十九日には、茅場七八〇 番 の山林十五町七反五畝一五歩が

七八〇一番一 山 林 十五町七反八歩

茅場七八〇一番十二の保安林一町五反歩が 七八〇一番二二 山 林 五畝七歩

七八〇一番一二 保安林 一町二反五畝二一歩

七八〇一番二一 保安林 二反四畝九歩

昭和七年九月二十一日には、茅場七八〇一番一の山林一五町七反五畝一五歩が分筆され、 一番二三の五畝七歩が、 に分筆され、二一、二三については、川上さだに売却されている(登記済証)。 昭和九年一月十二日に貞照寺へ譲渡されている(登記済証)。

同二四も貞照寺へ売渡しの登記済証がある(面積不明、89・1・12)。

大塚山の一部売却

土地係委員一同と表紙にある。あるいは、 ている。これを同日に一五七戸に三十円づつ分配したことが記録されている。区長は松本新左ヱ門、 あるが、どこの場所かの記載がない。売却代は二万三千百十円で、廃道手数料として六百円を要し 昭和四年二月七日、共有山林の大塚山の 宝積寺地内の国道拡幅に伴う用地買収であったかもしれ 一部が売却された。山林四反八畝三歩(一四四三坪)で

戦後も長らく使われて、緑苑団地への売却まで現役であった。 こととし、道路幅は里道の幅(幅二mほど)に準ずるとしている。この道路は、未舗装であったが 洞五八六三番一―一の入口までの道路を開くとされている。両区とも潰地の多少を言わず寄付する 新設するものであった。それで南町としても字金山の秋葉神社東側から西金山峯までの旧道、字東 結ばれた。それは、中仙道を基点として、字合戸(合戸池付近)から東町の東、洞までの間に林道を 二十五日、東町区の浅野嘉市他八名と南町区梅田太左衛門ほか一五三名との間で、道路開設契約 東町共有山林(釜山)と南町共有山林(長谷ヶ谷)間の相互通行の便のためとして、昭和七年三月

大西 土地へ の売却 (大塚山)

通勤できる利便性がある。 ち上がった。現在の鵜沼山崎町七丁目一帯に当るが、ここは新鵜沼駅から至近の山で、名古屋へも 昭和十三年 、名古屋の大西土地拓殖 同年と推定される七月二十三日付のメモは次のとおり。 (光青不動産) へ大塚山を住宅分譲地として売却する話が持

七六二九番 稲葉郡鵜沼村字大塚 山林 四町六反一畝一八歩 (カーボン複写文書)

三畝一六歩

五反四畝二二歩 三町五反七歩

山山山山林林林林 七反一畝三歩

宅地 一二三五坪 八反二四歩

且つ五千円の基本財産も責任解決を為すこと。以上。 よって売買総坪数三万三百八坪也。なおこの外に遺残地あり。是れは拙者が責任をもって解決し、 以上八筆総反別一〇町六反八歩、換算坪数三万一千八百八坪。右の内、薬師地内一五〇〇坪を除く。

(以下異筆、墨書)

右所有名義正確調査を願います。

宜しく願ひます(午後正七時)。 次で今夕は区役員だけ特に田中屋にて料理一人八十銭位に酒一本付にて御用意下されてはいかが、

南町共有土地の歴史・戦前の財産移動

勝野辰三郎区長殿 磯野生

文中の磯野とは、大正十二年二月に大塚山の 一部を借地して医院を開業した人で、 昭和八年八月十

介により売却が決定し、昭和十三年十二月には、二万二千三百七十八円六十三銭で売却され、共有日から同十六年十月二十九日まで鶫沼村長(昭和十五年から町長)をつとめた人である。同氏の仲

なお残存する登記済証のなかに、昭和十三年十月二十五日売買により同日に大西土地拓着百五十五名に分配された。一人当り百三十五円であった。 された土地として、 殖㈱に登記

大塚七六二九番一 山林 四町六反一畝一八歩

が確認出来る。

物件の補償費としては、武藤専一郎・加藤金次郎・清水鶴次郎・勝野源七・武井錠一・石黒和十郎・ 百七拾八円六三銭であった。これは、七月以降の協議の結果で確定した坪数と金額なのであろう。 金は二万二千三百七十八円六三銭で外に五千円を基本金として受入れをした。つまり計二万七千三 坪八合二勺、秋葉様境内三十五坪三合五勺を除く、三万一千九百六十九坪四合八勺が売却され、代 経費としては地上物件補償金二百八十四円五六銭、諸雑費二百三十六円三四銭が支払われている。 反九畝一歩(三万三千五百五十一坪)で、うち薬師境内千四百三十五坪三合五勺、山神境内百十なお、この大塚山売却の決算書によれば、前記のメモとは多少異なっている。合計面積は一一町 費として目を引くものは、山 賢 用弁償九名分、県庁山林課へ出 二・勝野長三郎 ·梅田定市 林境界の大西土地会社との立会費用弁償十名分、薬師境内境界立会 ・川村栄次郎・増田清市・武藤由太郎・勝野市太郎氏の各氏に対 張分、山林の加藤氏との境界確定の為の経費などがある。地上

する畑(芋・桑)の耕作補償であった(計六反八畝一四歩の分)。この大塚山については、戦 後に再び開墾されたので、その多くは農地開放によって耕作者(南町共有土地加入者) れた。 そしてその後、保養所の建設等が進められることになるのである。 払い中

第四章 戦後の財産移動

、各務野 (岐阜街道南) の売却

Æ.

本部 の共有者一五五名に対する配当は一人当り六〇円であった。 に買収され、二反九畝一歩の代金として三千八百三十二円四○銭が郵便振込みとなった。 和十六年の 「収支請算書」によれ ば、南町共有土地の所有の各務野の畑(岐阜街道南)が航空 当年

び旧地主に払い下げられ、開墾が進められた。 この買収は、各務原東飛行場(岐阜陸軍航空整備学校)の拡張のためであったが、 終戦と共に再

処公

南の南町共有土地所有地は三五〇六・三六坪(昭和三八年収支精算書の資料では三四九七坪)で を七百七十万円で売却することと、実測で増減をする契約となっている。最終的には、字岐阜街道 二十七日付の契約書によれば、字岐阜街道南七一九番八一、同八二の畑一町二反五畝二五歩(公簿) 和三十八年に、この土地は日本毛織㈱工場の用地に売却することになった。昭和三十八年五月

和三十七年七月二十八日付の耕作者三八名の承諾書がある(昭和三十八年文書)。 人当り二万三千三百円。計四百二十四万六百円であった(共有土地譲渡報告書、代表勝野春市)。昭 する支払が二百七十五万七千円。 林三反六畝二七歩と同七一九番八二の畑八反八畝二八歩である。このうちから小作権者三八名に対 売却単価は坪二千円、譲渡額は七百一万二千七百二十円であった。字岐阜街道南七一九番八 必要経費一万三千九百八十八円で、分配金は一八二名に対して一

二、都築紡への売却

38収支精算書、契約書)。これは、工場の拡張に伴うものと思われる。 十四円余で売却の契約をした。そのうちから、耕作者への支払い等が四百九十五万余であ 昭和三十八年六月七日に都築紡績へ売却した坪数は一五一〇坪で、坪価七三〇〇円、総額 一千百二

都築紡績 昭和三十九年十一月には、高山線北側で国道にはさまれた畑(大塚七六一六一二) へ売却している (契約書)。 一七五坪余を

三、戦後の城山荘

三輪氏経営の城山荘は、 昭和二十年八月の終戦と共に米軍のダンスホール等に使われたが、

子氏との 五日付で、 年には㈱井善となったが、しばらく後、新阪神産業㈱ 記入されている。この案文に基づいた三輪静子氏との契約書がある。 て勝野喜十郎・勝野有夫・楳田鉝尾 同文の案文がもう一通あるが、これには、村瀬徳郎氏への賃貸条項は入っておらず、貸主代表とし 貸することを南町区が認めるという内容である。土地貸主は南町の勝野喜十郎となっている。 の無格社三ケ し、南町共 頃、三輪氏から借りて、村瀬徳郎氏が旅館 四年後には改めて協定するとしている。賃貸借料は毎年十二万円を四回の分納とする。 間の賃貸借は 城山についての土地賃貸借変更契約書が残されている。これによれば、南町区と三輪静 有土地としては三輪氏へ賃貸しているという状況であったため、昭和三十年 所は ナケ 所に移し、毎年例祭の時は通行を黙認する。またこの土地を村瀬徳郎氏に賃 昭和三十一 ·山田喜三郎·加藤金次郎·横山釟 年一月から三十二年十二月末日までの二年とし、二年づつ延長 「井善」として営業を始めたという。そして昭和二十四 (中尾初二氏社長) に譲渡したという。 横山鉄夫の各氏 十二月二十 山林中 の名が ほぼ

する契約書がある。 年十二月二十五日のものもある。昭和三十年十二月二十五日付の契約を、昭和三十六年十二月二十 そして、 付でさらに二ヶ 昭和三十二年十二月二十五日には、これを二ヶ年延長した承諾書がのこり、昭和 年延長する承諾書、同じく昭和三十八年十二月二十五日付でさらに二ヶ年延長

城山の売却

都築紡績の子会社白川 不動産㈱ (名古屋) へ城山を売却することになり、 昭和四十一 年二月七日

に、清水七四六四番一 に登記がされている (登記証 Ш 林四反四畝一六歩の登記もなされている。 コピー)。字清水七四六二番 宅地 四〇一三・七五坪である。同

のこされているが、具体的なことはわからない。 同年二月九日付で、水源地八九坪の代金六十五万円余の領収書(名古屋市内の村瀬はな受領)が

三十四万六十八百六十円であった。これについて組合員一八三名に対する分配金は一人当り二十万 円計三千六百五十万円であ 昭和四十一 年八月二十九日付の「城山共有土地代金支払明細書」によれば、 売却代金は三千

四、長谷ケ谷の売却

五日に再び有償で共有土地へ払下げられたのである(登記売渡証書、昭和三年の条参照)。 会議決により、南町組所有から一旦は村へ無償で提供(返却)してた土地であるが、昭和三年四月 ここは、東洞五八六三番一―一の保安林二七町一反六畝一五歩の山林で、大正十四年九月の村議

所有する字東洞五八六三番――一の保安林二七町一反六畝一五歩と共に売却する話が持ち上がった。 東町の浅野俊男氏から共有土地が購入した。その後昭和四十二年十月二十二日になって、 売却先として大学へという声もあったが、見込薄ということで、 昭和二十九年十月六日、字東洞東。溯五八六八番一四の山林四反二○歩を、十六万五千円で鵜沼 住宅用地に売却という線で固 従来から

千九百円とすることとするが、ただし公簿によることが決定され、これに旅行費百万円を加算して 録より)(昭和四十三年度契約書複写本)。 町五反七畝五歩(八万二千七百一五坪)で計一億五千七百十五万八千五百円であった もらうことになった。そしてこの案は十二月七日の全員総会で決議されて実行された。 よる坪数(実測に近い)の説明を市側から聞き、十一月二十八日には、市と名鉄と組合役員とで、 して千八百円が示されたが、千九百円を割らないと返事をした。十一月十日に市役所で航空写真に られたが、 町と各個別交渉となった。翌昭和四十三年五月二十四日、名鉄は坪当り千二百円を提案したと報 名鉄不動産との協議の場が持たれたが、東町との共同交渉でなく、東町の意向により東町・南 一流の開発業者を各務原市企画課等にも依頼することになった。これを受けて、同年十二月 組合役員としては、千九百円とする旨を申し合わせた。 十月九日には名鉄から市を経由 (買収交渉記 二筆計二七

「昭和四十三年度長谷ケ谷売却決算書」によれば、 一億六千七百五万六千円が分配され、勝浦温泉への旅行には一九五名が参加している。 組合員一九七名に対して各戸八十四万八千

五、一宮市鵜沼荘への売却

二十九年土地収支党書)、 昭和二十九年九月二十一 + H 薬師 月頃にか代金三十三万三千円が一宮市役所 か代金三十三万三千円が一宮市役所から町役場を経由して受入(薬師堂敷地の一部)売却のための経費を支払っており(昭和

が同日付で一宮市へ所有権移転された (登記済証)。 されている(同)。また、 昭和二十九年十月十九日に、 薬師堂敷地の分筆登記がなされ、

却した 鵜沼荘が再築されている。そして、

進入路を拡幅するため、

昭和四十七年三月六日には、 この土地に、一宮市職員研修所が建てられたが、その後、昭和 敷地のうちで北端部を道沿いの三二・四二平方メー (契約書)。 トルについて、 四十六年一宮市職員研修所として 四十四万円余で一宮市当局 薬師堂の

六、宝積寺山(原山)の売却

と二千六十七万円で売却することになって契約した(契約書に年月日の記入が無く、 川代商事他三名の仲介により、大阪市東区南久宝寺町五丁目一八番地の小林住宅㈱社長小林三郎氏 たが、その東側に谷をへだてて隣接する原山(宝積寺山)の一部を譲渡することになった。この山 いては、 (字茅場七八○一−二五山林四九八㎡、同二六保安林五二四五㎡、同二七保安林三三五四㎡)に 小林住宅㈱による鵜沼台団地の造成が、昭和四〇年頃から始まった。東町の丸山地区が主体であ 土地販売委員長に勝野春市氏が就任し、組合代表横山釟一氏と共に交渉に当った結果、 時期を特定で

岐阜ガスへの売却 いで昭和四十四年 十月からは、 原山 (宝積寺山) 全体について、 岐阜ガス

	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	子茅場
	七八〇一一一八	七八〇一一一七	七八〇一一一六	七八〇一一一五	七八〇一一一四	七八〇一一一三	七八〇一一一二	七八〇一一九	七八〇一一二	七八〇一一一	七七八六一一五	七七八六一六	七七八六一一
	同	同	同	同	司	同	保安林	同	同	山林	畑	畑	山林
(計三三町三反七畝二〇歩)	二町六反一畝四歩	四町一反三畝八歩	七反歩	四反歩	四反歩	七町歩	一町二畝二一歩	五畝二七歩	二反三畝二四歩	一五町六反四畝一八歩	一八歩	一反一八歩	一町五畝二歩

七、茅場 (宝積寺町) の区画整理

た事業で、 た (清算組合議案)。 事業規模は借入金総額で八千百万円、昭和五十六年度の決算で二千三百万円 九年には区画整理準備委員会が発足し、昭和五十年から昭和五十六年にかけて施行され ほどであ

成三年九月二日には、同区画整理組合では南町共有土地に対して、減歩地積一〇三八・二一 宅地六六・五一平方メートル、同二四番宅地四九六・三七平方メートル、同二番宅地六・ トル分として、二千百六十三万三千円を還付する通知をしている(調書)。 メートル、 区画整理の結果、二番宅地一七・七二平方メートル、同二番三九・四二平方メートル、 同二番宅地三三〇・八九平方メートルが換地されている(年月不明精算調書)。 平方メー また、平 六六平方

八、戦後の規約改正

昭和三十三年八月二十四日の共有土地規約

共有土地管理行政執行規約

有者一 本規約は、 同の協議をもって締結すること左の如く定む。 昭和十二年四月十二日付土地共有契約公正証書正本によるものにして、一 一部訂正

共有者はこれを選出し、其の任期一年とす。但し満期再選を防げず。一、南町地区 四名。一、宝積寺地区 二名。一、山崎地区 一名。

条 のとす。但し会計主任は管理責任者これを兼ねることを得。 とす。管理責任者(代表)及会計主任は管理者これを南町二年、宝積寺一年互選するも 管理者は、共有者の代表執行権を有するものとす。事務一切を総括し、会計事務を兼常 し、且つ規約違反者に対し処罰執行行為及新加入者に関する一切の手続を履行するもの

元三条 共有土地の所有権は各自平等であること。

条 共有者は共有土地に対し、別に定むる協定方法に基き、利殖増進を図るものとす。

 Ξ 条 設定することを得ず。違反者は共有権を没収するものとす。 共有者は互に土地の分割は絶対に要求、又は其の所有権を他に移転し、並に何等物権を

条 名を抹消するものとす。依って譲渡人一世(代)とす。 この場合、譲受人たる共有者は、時価の如何に拘らず、 る時は、持分の所有権を他の共有権者全部に対しこれを譲渡すると同時に、登記証書氏 共有者中、 其の本籍又は住所を特定地区(南町・宝積寺・山崎の三地区)外に移転した 金一万円也を譲渡人に交付

直に登記証書氏名抹消をし、 ことあるべし。 (一万円也)に対しては、 管理行政上不合理と認むる時は、管理者協議の上変更する これが費用は譲受人(管理責任者)の負担とす。但

前条に依る脱退者において、本籍並に住所を特定地区内に復帰し、

土地共有に加

八大する

し、其の日より共有権を付与するものとす。これが登記手続を践行し費用は加入者負担ことを申込たる時は、管理者は其の年の加入金に準ずる金額を提出せしめ、これを許諾

第 条 共有者の家族にして、新たに特定地区内に分家をなし住居し、総ての義務を負担するも は分家者負担とする。 申込受付年の翌年一月一日より満三ヶ年後に付与するものとす。これが登記手続の費用 のには、管理責任者に第七条の加入金に準ずる金額を納付し申込むものとす。 共有権は

条 条 共有者中、廃家を為し、特定地区内の他家に入籍したる時は、共有権を消失するものと 他市町村より特定地区内に移転したる者に対しては、土地共有権を付与することを得ず。 れが復活期間六ヶ月以内に申込むこと。 す。但し廃家となりたるも、廃家を復活し、相続者申込たる時は、其の限りに非ず。こ

第 十一条 共有土地より生ずる所得は、先ず共有土地に関する費用に充当し、尚剰余ある時は、 有者に配当するものとす。 共有者総会を開き任期 一ヶ年の状況並に決算報告をなすもの

これが管理決算日は、毎年十二月とす。

92

第十一 共有土地の管理に付て、人夫使用の場合はこれを賦役とす。 但し、特別会計として執行するものに有りては、管理者協議又は総会によるものとす。

上、共有者出不足に関しては、管理者協議に依り執行すること。 但し、管理上其の状況に応じては、管理者協議の上、人夫賃支払ふことを得。

共有権管理執行に基き、違反事項左記の如し。

共有土地並に物件の共有権に侵害と認むる一切の件。

管理者の指示に反する一切の件。

右事項に違反したる者は、管理者は共有者代表執行権を以って、協議の上 年貢滞納、其の他好しからざる行為。

一ヶ年以上の

共有権を停止するものとす。

第十四条 前条を無視し、管理行政執行上余り有る不都合者に対しては、共有者総会に依り、除名 さるるも異議なし。

十五条

第十七条 第十六条 本規約は、共有者三分の二以上の同意がない場合は、これを変更することを得ず。本規約に定めなき事項は、民法並に一般会議法に依るものとす。

管理者に対し、 総会の決議に依り報酬を贈与するものとす。

くほかは、この規約が今日まで運用されてきたので、次に掲げることにする。それ以降の財産処分を除くほかは、この規約が今日まで運用されてきたので、次に掲げることにする。それ以降の財産処分を除

共有土地管理執行規約

四名全員の協議によつて、その一部を訂正次の共有土地の管理について定めたものである。 この規約は、 昭和参年四月壱弐日付土地共有契約公正証書正本を基とし、共有者驚見佐門外弐壱

共有土地の表示 各務原市鵜沼宝積寺町 五六番 壱参○平方米

司	间	同	间	同	同	同	
所	所	所	所	所	所	所	
九弐番	九壱番	七五番	六七番	六弐番	五八番	五七番	
畑	畑		山林		畑	畑	
方	八四平方米	方	4	方米	九平	*	

九参番

壱壱○平方米

日 同 町七丁目 所			町六二	同町四丁目	各務原市鵜沼	同所	同所	同町五丁目	同所	同所	同所	同所	同	同所	同	同		同町三丁目	同町二丁目	同所	同所	同所	同所	同所	同所	同所	同所	同所	同所	同所
五弐番 山林 弐参四平方米 五弐番 山林 弐参四平方米	畑 壱弐弐平方	宅地 弐参四・	畑 七参○平	四壱番壱 宅地 壱四八・八〇平方米	南町三丁目壱弐六番 畑 弐六平方米	壱七○番 山林 六参平方米	壱六九番 雑種地 四弐平方米	七参番 畑 参八九平方米	壱弐六番 山林 参五平方米	壱弐五番 畑 八·○八平方米	壱弐参番 山林 七七五平方米	壱弐壱番 山林 五五四平方米	壱壱九番 畑 弐壱○平方米	壱壱七番 山林 壱九弐五平方米	壱壱弐番壱 山林 弐八壱平方米	山村	山林林	山林	八弐番 畑 六五平方米	弐四四番 山林 参壱六平方米	弐四弐番 山林 参八五平方米	弐四○番 山林 弐壱六平方米	式参四番 宅地 五七·四六平方米	弐参参番 宅地 八九・参六平方米	弐参弐番 宅地 四参·六四平方米	弐参壱番 山林 壱四七平方米	弐弐八番 宅地 壱・八○平方米	弐弐七番 畑 九九平方米	弐弐弐番弐 宅地 四弐六・四九平方米	弐弐弐番壱 宅地 六九·八八平方米
(薬師堂)	(VE) EV	(弘法堂)	(公民館)	(郷倉)	(畑中地蔵)		(貞照寺前ゴミ置場)	(五八・二売却 横山氏)							(五七・二売封 三尾氏)	パ・二売封	八・二売却	八・二売却	(消防庫)	(五七・五売却 横山氏)		(二〇三平方米)		(公民館)	(公民館)	(公民館)			(公民館)	(弘法堂)

同

- 第一条共有土地管理のため管理者七名を置く。
- が之を選出 選出地区別 人員は、南町地区四名、宝積寺地区弐名、山崎地区壱名とし、 、その任期は、 一ヶ年とする。但し、再選を妨げない。 各地区共有者
- 第 条 管理者の中から、南町二年、宝積寺一年を二巡後山崎一年の順により、 表)及び会計主任各壱名を互選する。
- 第 条 び新加入者についての一切の手続を行うものとする。 任は、会計事務一切を管理し、管理責任者と共に規約違反者に対しての処罰執行行為及 管理責任者は、共有者の代表執行権を有し、事務一切を総轄、 会議の議長となり会計主
- 第四条 共有土地の共有権は、各自平等である。
- らない。 共有者は、 共有土地について別に定める協定方法に基づき、 利殖増進を図らなければな
- 第 冬 はならない。これに違反した者の共有権は没収するものとする。 共有者は、互に土地の分割を要求したり、その共有権を他に移転又は物権の設定をして
- 第 各 共有者中その本籍又は住所を特定地区(南町、宝積寺、山崎の三地区)外に移転した者 は、その共有権を他の共有者全員に対して譲渡すると同時に持分全部の移転登記をする のとする。この場合譲受人である共有者は、 時価に関係なく金壱拾万円也を譲渡人に

とができる。 但し、右の金額が管理行政上不合理と認められるときは、管理者が協議の上変更するこ 交付するものとし、 前項の登記に要する費用は、譲受人の負担とする。

- 第 祭 前条による脱退者が、本籍又は住所を特定地区内に復帰し共有に加入することを申込ん から共有権を与えるものとする。この場合の登記手続費用は加入者の負担とする。 だ場合は、管理者は加入金として金壱拾万円也を提出させた上で加入を認容し、 その日
- 各 年後に付与するものとする。 前項の加入申込は、三月三十一日までに加入金を添えてするものとし、 任者に前条の加入金に準じた金額を納め加入申込みをするものとする。 共有者の家族が新らしく特定地区内に分家居住をし、総ての義務を負担する者は管理青 共有権は満参ケ

第

共有権を得た者の登記手続費用は、加入者の負担とする。

- 条 町村から特定地区内に転入してきた者については、共有権を付与することはない。
- 第十一条 前項の者が復籍又は分籍し、六ヶ月以内に復活を申込んだ場合は、 共有者が特定地区内の他家に入籍したときは、共有権を失うものとする。 とする。 共有権を喪失しな
- 第十二条 共有土地から生じる所得は、先づ共有土地に関しての費用に充当し剰余を生じた場合は 共有者に配分するものとする。

第十三条 管理責任者及び会計主任は、毎年三月に管理決算をおこない、共有者総会を開いて、壱ヶ等の状況並びに決算報告をするものとする。

98

四条 共有土地の管理について人夫を使用した場合は賦役とする。 但し、特別会計として執行するものについては、管理者の協議又は総会に諮るものとする

上取決め執行する。 管理遂行に当たつて労力の均等を図るため出不足料を徴収する場合は、 但し、管理上その状況により管理者が協議の上人夫賃を支払うことができる。 管理者が協議の

共有土地等につき共有権を侵害すると認める一切の件共有土地の管理執行についての違反事項は次のとおりである。

管理者の指示に反する一切の件

地代等の滞納 右の事項に違反した者には、 、その他共有について好ま 管理者は協議の上で代表執行権により壱ヶ年以上共有権を よしくな ない行為

前条を無視して管理行政執行上不都合を行なう者は、共有者総会の決議で除名されても 異議の申立はできない。 停止することができる。

第十八条 十七条 この規約は、共有者の参分の弐以上の同意がない場合は之を変更することができない。この規約に定めのない事項は、一般会議要領によるものとする。

以上の規約について、共有者全員各条項を確認の上これを遵守することを誓い次に記名捺印する。 昭和五十 総会の決議により管理者に対して報酬を贈るものとする。 七年八月二日

各務原市鵜沼古市場町四丁目壱四参番地

各務原市鵜沼古市場町四丁目壱○七番地

各務原市鵜沼南町四丁目弐弐壱番地 すみ子 庄之進

(以下全会員の住所氏名省略)

になった。 進氏他四名とが署名している。 ら南町霊園管理組合が独立するのに当たり、南町共有土地代表の河村十寸美氏と管理組合代表勝野 その後、この規約について、平成三年七月三十日付で「念書」が作られており、 また、 平成五年には、第一条が改正され、 会計監査二名をおくこと 南町共有土地か

第五章 南町共有土地に 関わる史蹟

100

一、石頭山(城山

「戎山行戎」よと、「頂山へいへん。農州予务耶鳥呂寸貳昌、幕末の地誌「美濃国雑事記」には、次のように記されている。

また、 城の城主大沢和泉守正吉(一の名を主水ともいふ)居城。所領永楽石頭山ともいふ。濃州各務郡鵜沼村属邑,南木曽川の側。に在り。志水山霧ケ



は、「山林中に安置しある無格社三ヶ所の神社は一ヶ所に移転なし、 とある。大正十一年三月十二日の三輪市太郎との賃貸借契約書中に 諸士屋敷あり。今畑に成る。柳縄手と号する所あり。又北の方畑 じく数千丈の岩石聳え、古松枝を垂れ千岩秀で、鏡て蒼々たり。山銭三千貫文の采地。南は数千丈の岩壁、眼下に木曽川流る。北東同 中に三狐神森あり。城主居所の旧址の由。 の麓西の方に土居形、堀存在す。今民家の居屋敷と成る。北の方に

毎年例祭執行の場合は、其の当日前後、

該神社へ至る通路は従前通

にまとめられている。八龍社・御嶽社と山神である。 り旧慣に従い通行することを、 乙(三輪)は黙認せらるものとする」とあるように、 5

中断した所、近くで大火があり、中断のためではないかとの説もあって、 南町共有土地と南町区では、 祭礼は区と南町共有土地との共催で行ってきた。 戦後も山神と大沢碑の祭礼を毎年一月十三日に行ってきたが、 祭礼を再開して現在に至っ 時

二、南町弘法堂(観音堂)



南町弘法堂(平成12年)

勝野有夫、楳田鉝尾」 は、村国真墨田神社、天照大神宮、津島神社の三社である。 写」とある。堂前の石造香炉の竿には、「奉、昭和三十一年十二月建立、 献灯、大正八年十二月」とある(花崗岩)。明治・大正期の自然石には「正一位稲荷大明神 とある(花崗岩)。平成十年には石鳥居も建てられている。なお堂西の社殿 勝野喜十郎、 山田喜三郎

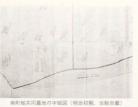
平成九年には、新犬山橋架橋工事に関連して、取付け道路の改良の一端として敷地の れたので、その代替として、 観音堂建築費として五十万円の領収書がある(S31・2・5、大竹木材工業所、 南町六丁目一八八番三で一三・○五㎡を取得した。 小林季美雄あて)。 部が買収

南町霊苑

務原市 墓 へ所有権が移された。管理は南町共有土地から分離した南町霊苑管理組合が行っ 地 の登記名義は、 明治以来「南 田丁 組」となっていたが、 昭和五十九年三月二十九日には各 ている。

ろう。ただし、 一六九七)造立なので、恐らくは少なくとも江戸初期から共同埋葬墓地として使われてきたのであ この墓地の成立はいつ頃のことかはっきりしないが、墓地入口(北西部)の地蔵立像は元禄七年 明治前期の字絵図によれば古くからの墓地は、現在の墓地の西半分ほどであっ たこ

在銘石造文化財は次のとおりである。 上段に六地蔵を両脇に控えて中央に立つ最も大型の地蔵尊



(下は木曽川、上は北)

られている。

造立されたのだろう。六地蔵はこの二体の左右に三体づつ立て 三十三年十二月南町同行中」とある。念仏講の人たちによって 「南無阿弥陀仏」という名号碑があって、 「元禄七丁戌七月日」の 右からそれぞれに次の銘文がある。 刻銘がある。その右側には自然石製 左側面には 「明治

右手に錫杖を持ち左手に宝珠を抱く立像である。

鞠沼石製

羅教主、⑤人道教主、 ①畜生教主、 為月亭照江信士、 ②餓鬼教主、 ③地獄教主、

⑥天道教主、 正德三癸巳七月吉辰。

当墓地にも篤志者によって造立されたのである。 ことがわかる。墓地には、死者の霊を慰めるために六地蔵が造立されるのが通例になっているので、 らくは妻か子)によって、正徳三年 この銘文によれば、月亭照江信士という 七一三)に造立された 人の為に、某人(恐

がある(鵜沼石製)。 火葬ばかりになった今日では盆施餓鬼の時以外使われていない。ここには鵜沼石製の棺台と供物台 墓地西寄りの広場は、かつては埋葬される死者の棺を置き、別離の儀式を行う場所であ 粗仕上げの竿に「享保十一丙午載二月廿四 ったが、 の刻銘

いる者で、 が行われた。 流失したため、改修工事によって面影を一新した。そして昭和六○年九月十日には、使用者の募集 この霊苑は、 地先の使用を日本ライ 昭和五十八年四月 区画標準で十五万円であ 申込資格者としては南町・宝積寺・ 昭和五十八年九月二十六日の豪雨による木曽川洪水(五八水害)により墓地の ン安全協会と契約した。年額三十万円で三ヶ年づつの更新の約束であ 共有土地は、 った。 山崎町八丁目七五六八番二の 山崎の各区に昭和六十年四月一 墓地 日以前から住んで 一部が った。

四、薬師骨

牧野に創建した薬師寺(前掲)の名残りである可能性がある。 来たので、 その創建 江戸時代中期には存在していたのは確実である。室町初期応永年間に土岐は明確でないが、平成八年頃に伐採した担愿服の私の年申か二百年名そそ 確でないが、 八年頃に伐採した拝殿脇の桧の年輪が二百年余を数えることが 氏が鵜沼郷

大正六年南町区総会決議(南町区有文書)によれば、南宝山薬師如来の夏祭典を旧 当日の祭典費として金三円也を支出することを決定している。

夏祭りの費用を、金三円のところ、二円増加して金五円とすることを決定した(同)。 大正七年旧 十二日には、 薬師祭典を四月十二日と改めた(同)。そして、大正十年 度より薬師

課から支払われているが 十七年十二月二十日、 (昭和三七年文書)、これは国道拡幅に伴うものであった。 山崎観音敷地(山麓の弘法堂か)二坪分として二万円が町役場

で、観音様 昭和五十一年十月、国道二一号線の北側歩道新設に伴う拡幅が具体化し、実施の段階を迎えたの (石仏等か)と防火水槽を移動することに、 山崎区長梶川朝夫氏からの申 し出で同意し

た記録がある。昭和五十年代のメモによれば、敷地三五一六平方メートルが数度、一〇〇平方メートルが弘法堂敷地、一〇平方メートルが防党、一〇〇平方メートルが弘法堂敷地、一〇平方メートルが防火水槽として使用されていると書かれている。なお、昭和五十七年十月に、山崎の山神の敷地が売却契約されたため、山神石が薬師境内に移されている。

五、畑中地蔵

今は昭和四十年代のほ場整備事業によって、道路沿南側にある昔は畑の中に在ったためにその名が付けられたと思われるが



5

育

たが、火の見櫓は老朽化したために、平成十二年に取りこわされた。 た。戦前からか、ここに青年団の集会所が建てられて使われてきた。また消防車庫と火の見櫓があ 年貢を集積したのがこの郷倉である。明治以降は税金制となったので、この郷倉は使われなくな 屋形を収蔵している。 江戸時代には、 南町の庄屋が管轄する区域(今の南町・宝積寺町・山崎町など)から集められる 今では集会所の建物に南町区

田神社の前身である南宮神社があ なお、ここが村国真墨田神社の御旅所とされてきたので、 所在は南町四丁目 四一番一で宅地。 ったものと思われる。かつては、鵜沼城の城下町の中心部でもあ 地積は一四八・八〇平方メートルである。 桃山時代の天正以前はここに村国真愚

南町公民館

するための権利を五○%とすることになった。 (南町区有文書)。それで、区の一般集会や青年会場その他として使用 南町信用組合事務所として、現在地に大正四年に新築することにな 同年十月三日の区会で、区から五百円を補助することに決定した

二階建の公民館が完成した。 建てかえることになり、 戦後、この建物が老朽化したので、南町共有土地 昭和四十三年九月三十日に鉄筋コンクリ (南町区のみ)

になり、 設されていたのを、平成九年に交換等によって幅四mで整備すること クランク状になっていたのを交換して斜め直線とする契約がなされた。 また、従前から借地等によって公民館から南の県道に至る私道が開 昭和五十一年三月二十日には、公民館敷地境界が、 この幅四m、 長さ三〇mの道路を市へ寄付して市道とした。 南側で松岡宅と



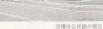
組合の が公民館としても使われてきた。 造平屋建 「組合事業一班」には、「当組合宝積寺荷扱所」 (間口六間半、奥行四間半)の建物が写っており、 年記念として刊行された南町信用購買販売生産 として、木

(昭和四十五年)に、分配金を一年留保して、その貯蓄利息を 昭和四十年代になって、この建物が老朽化したので、 寄付金等によって建設されたのが、 ト造りの公民館である。 現在使用 中の鉄筋コ 原山売却

山崎クラブ(公民館)と山崎町 (山崎区) 0 成立

時代から明治・大正期にかけても、 の一部が混在する状況にあった。 は、宝積寺に付随するものとす」とあり(南町区有文書)、 大正十三年一月五日の南町区長の国定定太郎申送事項に「山崎 山崎組は南町区の一部と東町





の機運が盛り上がっていたことが推定される。 大正十三年十二月二十四日の役員会で、 山崎の火の見と半鐘につ いての修繕費その他経費は、 次第に山崎区として独立

町長の磯野誠道氏の尽力があったといわれている。 昭和十五年頃、山崎区として南町区から宝積寺区と共に独立したが、 これには、 山崎町の医師で

で支払いを開始しているので、この頃公民館が建てられたかと思われる。 戦後の昭和二十五年に、 山崎クラブ (公民館)の借 地料を、加藤金次郎氏に対して東町区と折半

三差路西側に当る。 この山崎クラブが在ったのは、 -ルほど のち、 の天神社境 都築紡績の誘致に際して、 津島社の隣接地で、 三差路を拡張するために立ち退きとなり、 三差路を拡張するために立ち退きとなり、西国道二一号線から都築紡績鵜沼工場への入口

界六章 会員入退会の記録(判明分のみ)

大竹 照久氏分家	昭和二十五年	加藤 正芳氏加入	大竹千蔵氏子息分家加入	昭和二十四年	横山 幹夫氏	広瀬藤四郎氏	昭和二十三年	横山義弘氏 "(S21年)	加藤 定氏 "	横山静夫氏加入(S21年)	昭和二十二年	昭和十六~二年(加入なし)
五五〇円		同	五五〇円		同	五五〇円		同	同	(S21年) 金五五〇円受入れ		2)

昭和三十二年	横山 蓊氏	横山多津男氏	昭和三十一年	山崎武藤口口氏	沢田 支雄氏	横山 武夫氏	横山 実氏	横山 宏氏	大竹 康夫氏	昭和二十八年	横山 茂氏	昭和二十七年	川村 一郎氏分家	昭和二十六年	横山 忠一氏	
	同	一万円		[1]	五〇〇〇円	同	同	同	五〇〇〇円		五〇〇〇円		五五〇円		同	

楳田	昭和四上	後藤	松本	川村	昭和四上	横山	昭和四十	横山	丸山	勝野	勝野	昭和三十	横山	昭和三十六	+	+	
兵二氏(十三年加入	明氏(終市氏(鋍次氏 (十二年加入	行年氏(一年加入	勝一氏	茂氏	明博氏	実氏	-八年加入	兼夫氏	六年加入	月二十 日	一月二十一日	
(南町)		山崎)	(*)	(南町)		(宝積寺)		同	同	同	万円		万円		大竹	横山	
									勝野	河村	丸山				豊司氏	正則氏	
									政彦氏	博氏	孝氏				一万円	一万円	
									同	同	同						

昭和三十	横山	横山	楳田	松岡	河村	昭和三二	計	武藤	河村	河村	横山多	横山	横山	大竹	昭和三十
四年加	明氏	一夫氏	光義氏	武司氏	宗男氏	三十三年十二月二十三日		幹夫の	昌夫	宗男	多津夫	蓊	実	靖	和三十三年十
入						二月二十	八三名となる。	各氏	横山	西村	西村	大竹	沢田	横山	一月二十
	同	同	同	同	一万円	加	90)		夫	正弘	男	豊司	朋男	重夫	日承認分
						入(公			横山	楳田	松岡	横山	武藤	横山	分
						三十三		19名	明	光義	武	兼久	孝三	宏	
						(S三十三土地収支									

万円

平成十三年

横山祐子氏退会

十一月二三日 昭和六一年 昭和五九年 昭和五八年 三月十二日 武勝野 十月三十日 三月二十七日 年治氏 大竹 武藤 横山繁樹氏より十万円入 勝野洋二氏 横山隆広氏 (山崎) (南町) 享氏より十 十万円入 退会 (五万円) 一万円入

平成三年 平成元年 一月二十九日 勝部寿朗氏より十万円入 楳田鉝尾氏退会 一〇万円

二月十二日

横山時雄氏退会

平成八年 平成七年 平成十二年 平成九年 一月 九日 四月十二日 十一月三日 四月二三日 一月三十一 二三日 横勝山野 武藤敦也氏退会 勝野有三氏加入 勝野洋二氏退会 大竹将夫氏退会 武藤敦也氏加入 西村芳樹氏退会 祐子氏加入 一〇万円 〇万円 一〇万円 〇万円

第七章 年 表

召和一八手			昭和一七年	秋		九月	昭和一六年 二月 三日	昭和一三年一二月	昭和一三年 七月二三日	昭和 九年 一月一二日		昭和 七年 三月二五日	昭和 四年 二月 七日	昭和 三年一二月一九日	J	三手一	昭和 二年 一月	大正一四年 九月一二日	大正一二年	大正一一年一〇月一八日	大正一一年一〇月一二日	大正一一年 九月一八日	大正一一年 三月一二日	大正一〇年一一月二九日	明治四三年 一月	明治四二年 五月		明治三三年	
用材木を狙	理者(責任者)勝野勝一氏。 理者(責任者)勝野勝一氏。	茸山代金 原山東四五○円、東洞東二三五八円、原山西三七○○円、東	茅場の山バラス採取代金一八○円収入。 字大塚、松売均代四三円六五銭の収入。	人一六三八円四八銭	○銭、同奥二二○○円(計五二○五円八○銭)。	茸山売却代収入、原山東五百円、同西一三五○円、東洞西一一五五円八	岐阜街道南の畑二反九畝余、航空本部買上げにより代金振込み。	字大塚の一〇町余を大西土地拓殖に売却。二万二千円余。	字大塚の一〇町六反余を名古屋の大西土地拓殖(光青不動産)へ売却交渉。	字茅場で五畝七歩を貞照寺へ売却登記。	した。	中仙道を基点に、字合戸から東洞まで、東町と共同で林道開設の契約を	字大塚で山林四反八畝三歩を売却。相手先不明。	同三反弱を川上さだに売却登記。	- ビッスサイコン 50 名名 アーコマナル・ジェスを宣出	字を易で三丈余を川上さどこ危却登記。	磯野誠道氏と字大塚の賃貸借契約を更新。	村長、共有地(区有地)処分について村議会へ提出。	字大塚のうち一町一反余を医師磯野誠道氏へ賃貸。	南町区と三輪市太郎が契約。	鵜沼村議会、これを承認。	鵜沼村長と三輪市太郎が、城山の賃貸借契約を締結。	南町区長と三輪市太郎が、城山の賃貸借契約を締結。	大同電力㈱と字茅場に二基、大塚に一基の計三基の鉄塔建設賃貸契約。	南町区で村方取締規則を定め、山林等のことも規定した(本文)。	南町の城山に日本初の送電鉄塔二基が出来た(鵜沼町百年史)。	けたので、この頃南町区も払下げを受けたと思われる(三ツ池区有文書)。	三ツ池区が、御料局(国)から字炉畑ほかの山林二四町余の払下げを受	

昭和二三年							昭和二二年				昭和二年						昭和二一年		
	l重信氏五万円、勝野春市氏二万七百円、横山重信氏四万八千円、丸	代金、横山賢次氏二万円、勝野春市氏二万一千円、丸山氏五万円、	勝野喜十郎氏。	工事の設計の為技師に昼食米代を三八四円支払っている。管理者(責任	武藤祥春氏)、茸山テント盗難のため負担金一〇〇〇円を受入れ。砂防	一氏) 東洞東蔭五一〇〇〇円 (横山兼夫氏)、東洞表一九〇〇〇円	1代金、原山西三四五○○円 (横山鉄夫氏)、東洞西五五五○○円 (横	十郎氏。	を伐出し、代金は六四六一円四六銭であった。管理者(責任者)勝野喜	出不足金二六〇円を徴収した。松丸太は二三三本(七一石七斗九升四合)	長谷ヶ谷の松丸太供出。人夫賃一四九六円七六銭支払い。欠席者からは	九〇〇円受入れ。	○○円、同奥四二三○○円、貞照寺前の飛行機置場料金を川崎工場より	茸山代金、原山東六七○○円、原山西一七五○○円、長谷ヶ谷西二八五		に県から技師が出張してきた。	前年と同じく貞照寺前を開墾する土地割をしている。砂防工事の見立て	者(責任者)勝野喜十郎氏。	貞照寺前を開墾する土地割をした。

氏。 円一四銭の収入あり。年貢収入は一七六九円一六銭。茸山代金は川村義 ほか三名より八七二六円一○銭にのぼった。管理者(責任者)勝野勝

一九年

昭和二〇年

円、同東九四五五円の収入あり。

照寺前の松を供出し、代金はカド新商店から九〇七円受領

茸山代金、原山東一八○○円、原山南四五五○円、長谷ヶ谷西六一七一 防空隊の防空用松丸太代金一〇九円五銭を役場から受入れた。 八円二銭などを支出している。管理者(責任者)勝野勝一氏。 道(林道)修繕費に二〇円、茸山番給料五〇円、山崎集会所敷地半額分 り酒料一○円。年貢は、一七九八円四二銭であった。支出は長谷ヶ谷山 三〇円八五銭、長谷ヶ谷東三九三八円五〇銭、原山マンガン鉱事務所よ 一〇円あり。茸山代金、原山八二八円、同二五〇〇円、長谷ヶ谷西二九 清水巻枯木(洪水での流木)売却代金一〇円の収入あり。松葉売却代金

昭和二十二年年貢代二九五八円四二銭。新制中学校建設費の耕作地分一

勝野有

五万五

120

山崎クラブ宅地年貢(三三坪)加藤金次郎氏へ支払い。 谷ヶ谷東)三五万円、武藤専一郎氏(長谷ヶ谷表)三八万二八八〇円。 三〇万六千円、横山磐氏(長谷ヶ谷西)三八万一千百円、横山松尾氏(長 茸山代金、山田喜三郎氏(原山東)一○万三千円、武藤一夫氏(原山西) 清水石場道路年貢三百円受入れ。 松食虫の松伐り代八五〇円役場より。 千円。横山鉄夫氏六万八千五百円、 横山松夫氏九万八千円、 川村又吉氏一五万 役員は前年

昭和二六年

二月 宝積寺山火事、消防費用三五八〇円支払い。

四月

〇月一三日 七月 七日 合戸池付近道路修理。東町六〇人、南町三〇人の人夫を出す。 宝積寺新開地と宅地の面積調査 大洞道路掘り下げ工事。東町と半分出費二五〇〇円

地方事務所員設計による宝積寺から金田に通じる道路開発の負担金一万

五五〇〇円支出。

喜十郎、 松茸山不作に付、見舞金として一〇万円支払い。管理者(責任者)勝野 役員川村嘉一、 勝野貞一、 大竹正浩、 横山清太郎、 横山操、

二月二	二月	一月二			昭和二九年											九月二
日 長谷ヶ谷の雪折れ松伐り。人夫費四五〇〇円。	九日 打越新道路敷地の松伐り人夫費支払い。	二日城山祭。	城山年貢三万五千円入。	林道沿枯木松売払い。	宝積寺乗船組合横山操氏より道路年貢一〇〇〇円入。	加藤金次郎、横山操、横山釟一の各氏。	管理者(責任者)勝野喜十郎氏、役員大竹謙次、勝野有夫、勝野春市、	山崎クラブ借地料支払い。五二二円七二銭。	ハンの木植樹。人夫費七人分支払い。一八〇〇円。	鵜沼駅改修祝賀会へ寄付金三千円。	城山祭あり。	三百円。	西) 二〇万五千円、勝野春市氏(原山東)三万円、同氏(原山東)六万	千円、同氏(はぜ)一五万円、勝野憲一氏(原山)八万円、同氏(原山	ぜ)六万円、同(はぜ西)一六万五千円、横山重信氏(はぜ東)八万六	一日 茸山代金、国定巌氏(長谷ヶ谷) 一七万六一五○円、横山源助氏(東は

清水石上場道路年貢、宝積寺舟組合より二万八千円入。	
占屋港即代一万円入。	
茸山代、山田悦夫氏二万八千八百円、楳田鉝尾氏四一五○円。	二月
万八千円。	
茸山代、勝野勝美氏二万五千円、勝野春市氏六万五千円、横山松雄氏三	一一月
円、横山鉄夫氏三万円、楳田鉝尾氏三万五千円、松本佐吉氏二万円。	
茸山代金、山田悦夫氏一万二千円、楳田鉝尾氏三万円、勝野勝美氏一万	九月~十月
やせ山測量、杭代、大竹製材支払。	一〇月 九日
茅場地内植林地下草刈。	九月 四日
はせヶ谷杉山下草刈、人夫賃七人分支払。	八月三一日
国道改良工事の為の補償書(宝積寺、大塚分)支払い(通知文)。	八月二四日
国道拡幅測量立会、薬師山桜木競売。	五月一二日
砂防工事測量。	一月二三日
林道測量立会。	一月一三日
城山祭	昭和三一年 一月二二日
勝野清、横山鉄夫、横山操。	
管理者(責任者)勝野喜十郎、役員勝野有夫、勝野春市、加藤金次郎、	
山崎クラブ借地料支払い。五二三円。	
城山荘につき、岐阜の弁護士と相談出張。	八月二八日
宝積寺林道敷地協定に付、勝野喜十郎、横山操氏出張。三月一一日も。	二月 九日
長谷ヶ谷道路測量あり。	一〇月二六日
城山祭	一月二二日
砂防工事測量あり。	一二月二六日
源助氏三万二千円、武藤金吾氏四万三五〇〇円入。	
茸山代金、加藤幸太郎氏一六八九○円、勝野勝美氏八万五○○円、横山	
城山年貢前年分二万円入。	五月二七日
原山枯松、カド新材木店へ売却代四八〇〇円入。	
前年分清水河原石揚げで道路年貢、横山操氏より五千円入。	昭和三〇年
加藤金次郎、横山釟一、横山操の各氏。	
管理者(責任者)勝野喜十郎、役員大竹議次、大竹吉五郎、勝野春市、	
山崎クラブ借地料支払い五二三円。	月 日
八山林四反歩を十六万五千円で買入れ(領収書)。	
食。土地代金一宮市より三三万三千円入。はせケ谷(字東洞東渕五八六	
薬師山売渡しに付、雑費等支払い。同測量に付、助役・石黒・渡辺氏昼	

二月二二日

船組合より年貢一万八千円入。

七千円、勝野春市氏五千円、マルヨより二五五〇円、

二〇日一ハセ谷道開、	一月
月一二日 城山祭	昭和三三年 一月
金吾、	
管理者	
配当金支払い一七五人、一人当り一五〇〇円。	
山崎クラブ借地年貢一〇四〇円支払。	
一月二八日 国道敷地測量立会。	一一月
〇月二〇日 茸山代金、十五万三七〇〇円入。	一〇月
一日城山年貢三万円入。	五月
月二二日 ハセ谷の松伐の為の道開き。全員。	一月
月一三日 ハセ谷道路架橋工事協力費を西町へ支払、	一月
月一二日 城山祭	一月
月一〇日 都築紡績鉄塔年貢、	一月
国道土地代追加金入。二万七六五二円。	昭和三二年
勝野有夫、山田喜三郎、楳田鉝尾。	
管理者	
区有地年貢入、三万九千七百四十四円。	F
大 II 五 珊 业 版 送 II II 大 大 II Ø **	

126

昭和三四年 二月二五日 二月二五日 一一月三〇日 一月二八日 五月 二月三一日 〇月二二日 城山祭。 茸山代金、横山鉄夫氏、九四○○円、横山馨氏一万円、鷲見佐門氏一万 風倒木代金三万五千円入。 長谷ケ谷へ大安寺洞から林道を開設するため、 貞照寺付近測量費二一〇〇円支出。 吾、横山鉄夫、横山釟一の各氏。 管理者(責任者)大竹正浩、役員川村丑吉、 配当金一七五名に各一二〇〇円支払。 山崎クラブ借地年貢一四〇〇円支払。 船組合年貢一万八千円入。 砂防工事測量費支払、四四二〇円 県より造林事業調査で出張あり。 城山年貢三万円以下計十二万円入。 トンネル山で松伐中、国道の自動車 に落下、 松本勇、 修理代一万五千円。 東町・ 南町承諾書提出 大竹千蔵、 武藤金

山田悦夫氏八千円。

一月一三日 雨之宮祭投餅。

	1177	177
	昭和三六年	昭和三五年
二 月 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	月二二日	○ 九 七 五 四 四 三 二 月 月月月月月 日 同 同 日月月二 二 日 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
東洞楼杉苗植込み、人夫貨等五七○○円払。東洞楼杉苗植込み、人夫貨等五七○○円払。東洞楼杉苗植込み、人夫貨等五七○○円払。東洞松茸山道路修理費、東町区長へ支払い、三千円。東洞福造林地現地検査。 東洞松茸山道路修理費、東町区長へ支払い、三千円。 東洞松茸山道路修理費、東町区長へ支払い、三千円。 東洞松茸山道路修理費、東町区長へ支払い、三千円。 基調回道拡幅土地代五万円入。以下四期十二万円入。 大安井戸敷地年貢一万八千円入。 大安井戸敷地年貢一万八千円入。 北安井戸敷地年貢一万八千円入。 本記・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	管理者(責任者)河村丑吉、役員武藤貞次、楳田鉝尾、国定厳、武藤金吾、横山鉄夫、横山釟一の各氏。	山崎クラブ借地年貢一四〇〇円、加藤金次郎氏へ支払。 管理者(組合長)横山鉄夫、役員横山釟一、武藤金吾、川村時夫、楳田 管理者(組合長)横山鉄夫、役員横山釟一、武藤金吾、川村時夫、楳田 数尾、勝野太郎(辰二郎か)、大竹弘蔵の各氏。 起る長、勝野太郎(辰二郎か)、大竹弘蔵の各氏。 地山祭。 鬼安の井戸の件につき立会協議。 長谷ヶ谷、松杉の苗代役場より四六九二円入。 城山土地契約につき、役員出張。 城山土地契約につき、役員出張。 城山土地契約につき、役員出張。 松茸山代金一万三千円入。 置道敷地代七四三坪の畑・四坪の宅地等一七四万四七五二円、町役場よ 財政・1000年の畑・四ヶ区地等一七四万四七五二円、町役場よ り入。うち畑補僧費に一〇万四四五〇円支出、小作権料四割を支払い、 残金は一〇六万四九七七円(一戸当り配分六〇七九円)であった。 残金は一〇六万四九七七円(一戸当り配分六〇七九円)であった。

	昭和四三年一二月一八日	昭和四二年			昭和四一年 二月 四日		昭和三九年一一月			一二月三一日	同	同	一二月	10月10日	五月二七日
八千五百円で売却の契約締結(契約書)。全額支払は翌年一月一五日と匹品と東海東渕三八六八― 一匹山林匹〇三三田を 一億五千六百一五万	# · 『『『『『』 · · · · · · · · · · · · · · ·		薬師堂を建築(覆い屋根か)三万三千円余支払い。	城山を三千九百三十四万円余で白川不動産へ売却した。	字清水七四六四山林内で水道用地として二畝二九歩を分筆。	坪余を都築紡績へ売却した(契約書)。	都築紡績の鉄道北側で国道との間の土地(大塚七六一六一二)畑一七五	藤一夫、横山鉄夫、武藤松夫の各氏。	管理者(組合長)勝野喜十郎、役員河村丑吉、勝野春市、大竹正浩、武	丸安より清水井戸年貢入、一万八千円。	山崎クラブ、山神年貢支払、一二六二円。	貞照寺敷地料、八千円入。	舟組合年貢、横山操氏より一万八千円入。	長谷ヶ谷老松売却代六万円入。	県岐阜街道南で一町二反余を小河年一氏(仲介人か)へ売却契約。

町共有土地の歴史	・年表																	
昭和五二年	昭和五一年			昭和四九年		昭和四七年	昭和四六年			五月~		昭和四五年				昭和四四年		
三月二日		三月二四日	三月二〇日	賣	四月一日	三月六日	五月〇日			四六年二月	四月一〇日	三月二六日	月五日		九月二〇日	三月二五日	の頃	
貸してきたが、売却する決議をした。平方メートル当り単価二万一千円山崎町九丁目五一十二、山林二九四平方メートルは、市水道用地として弘、河村京二の各氏。	役員、松本勇、勝野喜久男、河村十寸美、大竹兼久、横山釟一、横山哲組合員総数二二〇名。		山崎町八丁目七五六八番二の共同墓地の地先使用を年十五万円で日本ラ南町公民館運営費名目で五百万円を代表者から市へ請求した。	を市から公園敷地として東海土地へ売却してもらうよう市へ申請した。字大洞六六四四番池四六○四平方メートル(東町と共同使用の金田池)	. 11	職員研修所進入路拡張として薬師境内を三二・四二㎡売のを払下げをうけるため、市の測量に東町組南町組が同意	東海土地および長良不動産の宅造の為、大洞六六四四のため池が国有地	四五年度代表、松本勇、役員、国定巌・武藤貞次・河村十寸美・椒山魲四五年度代表、松本勇、役員、国定巌・武藤貞次・河村十寸美・椒山魲四五年度代表、松本勇・役員、国立・東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京		多くの組合員から、土地代金を担保に鵜沼農協から融資を受けるという支払い。長良不動産へ手数料一千万円支払い。	九千五百万円	四四年	舟山スキー場の看板を茅場に設置、年貢一万五千円。	と(そり書)。	茅場七七八六番一外、山林、一町二反で、前渡の丹羽真純氏(濃尾生コラオー)(おいて	小林住宅へ茅場七八〇一一二五、二六、二七で九〇九七㎡を二千六十七	し、完了後に調整金六百万円をさらに名鉄が支払うこととしている。

29				昭和六〇年	79	四四				昭和五九年	一〇月	六	pq.	pu			三月	=	昭和五八年		10	10	八月	昭和五七年 四月				昭和五四年 九				昭和五三年 六月
月 二 日		三月一四日	二月一三日	一月一三日	四月二三日	月二日			三月四日	一月一三日	月一日	六月二九日	四月一二日	四月一一日			月六日	二月一二日	月二三日	一月二八日	〇月一九日	月二日	月一日	月一二日				九月二七日				月二日
加藤定、大竹武司、横山照一の各氏。	昭和五九年度代表、河村十寸美、役員、広瀬藤男、勝野一男、大竹兼久、	横山栄男氏土地売却代入。	日本ライン安全協会より貸地料三〇万円入。	城山祭。	矢形氏より、土地売却代入。	薬師祭。	村十寸美、大竹兼久、大竹武司の各氏。	昭和五八年度代表加藤定、役員、横山照一、勝野喜久男、広瀬藤男、河	~五日総会·旅行、信州方面。	城山祭。	墓地水害について市役所へ陳情。	阿部氏より土地代残金六千四百万円余入。	薬師祭。	日本ライン安全協会より賃貸料三〇万円入。	定、大竹武司、横山照一の各氏。	五七年度代表勝野喜久男、役員広瀬藤男、河村十寸美、大竹兼久、加藤	配当金、各十五万円支払。	土地代内金、阿部氏より二千万円入(宝積寺町三丁目六三他、五六三坪分)。	城山祭。	薬師草刈り、全員。	山神(山崎町七丁目五二)を大島氏へ売却。	薬師堂修理着手。大安寺住職読経。	規約改正の為、臨時総会。	薬師祭。	代表、河村十寸美、役員、大竹兼久、勝野喜久男、の各氏。他の役員不明。	会員数二一七名とあり。	八六六四㎡)東町共有土地と折半所有のため、一五五九万五千円。	にごり池を日本住宅公団へ売却の為、総会。(緑苑東二丁目一二番ため池	武藤金吾の各氏。	役員松本勇、勝野喜久夫、河村十寸美、大竹兼久、横山哲弘、大竹武司、	墓地造成の件を総会にはかった(総会議案項目)	山幅町カ丁巨王――二の水源月北を計と引去参約 デ百五十天門

美、大竹兼久、勝野一男、横山宏

平成二年度代表加藤定、役員河村

	三月一七・万日	三月一七・八		一二月 五日	四月二二日			一月一八日	平成 七年 一月一三日	四月一二日				三月一〇日	平成 六年 一月一三日	四月一二日			三月一〇日	平成 五年 一月一三日	一二月一八日	四月二〇日	四月一二日			三月一〇日	平成 四年 一月一四日	六月~十月		九月二日		七月	
横山勝一、勝野進、監査委員、大竹太郎、横山義弘の各氏。	旅行 五五〇万円余支払		成山谷。	薬師堂境内工事。	薬師祭。	横山勝一、大竹鏡哉、監査委員、大竹太郎、横山義弘の各氏。	代表、河村十寸美、役員、勝野進、松本正二、武藤鉦満、横山日出男、	宝積寺一丁目土地売却代入。一八〇〇万円。	城山祭。	薬師祭。	山友弘、横山宏吉の各氏。	代表、武藤鉦満、役員、河村十寸美、勝野進、大竹鏡哉、松本正二、丸	万円余。	山代温泉で総会。一五五名出席。六二名欠席。計二一七名。経費五二〇	城山祭。	薬師祭。	鏡哉、松本正二の各氏。	代表、勝野進、役員、河村十寸美、加藤定、横山宏吉、武藤鉦満、大竹	組合員へ分配金一人当り二〇万円。	城山祭。	薬師堂石仏補修。大安寺、太田石材。	宝積寺町一丁目九三他土地境界立会い。	薬師祭礼。	鉦満、勝野一男の各氏。	代表、河村十寸美、役員、松本正二、勝野進、加藤定、横山宏吉、武藤	総会、伊勢方面へ一泊。	城山祭。	大塚土地区画整理地区土地売却(木戸、早川、板谷)	万三千円の遠付金交付を通知した。	大塚土地区画整理組合(理事長大竹武司)は、南町共有土地へ二一六三	の管理運営に当ってきたが、経理面でも独立した。補助金五〇万円支払。	南町霊苑管理組合は昭和六〇年の墓地整備以来共有土地と共用して墓地	吉 勝里三千人 函脳姦滞の名氏

		平成一二年 一月一三日	五月二一日	日日				三月	二月一八日	平成一一年 一月一三日	一二月二九日	一一月一五日		八月 六日	四月一二日
1、武藤金敏、監査、川村時夫、横山一光の各氏。	代表、武藤為彦、役員、橫山藤綱、勝野進、山田喜久夫、楳田兵二、勝	・ 選手はいっち 没有本意来でも、木本子記し 城山祭。	法律目炎科定公。 に対き返れる		喜久夫、楳田兵二、監査、大竹太郎、横山一光の各氏。	代表、勝野進、役員、横山勝一、武藤為彦、横山藤綱、大竹鏡哉、山田	墓地上段の墓敷地の登記を進めるように協議。	総会、各区の共有土地解散に伴う法人化について協議。	薬師山倒木伐採代支払。	城山祭。役員会で解散に向け、各区の法人化準備、残務処理協議。	薬師山と境内の芝刈り清掃。日当支払い。	薬師山の台風による倒木協議。	登記の推進も協議。	役員会で解散に向けての自治会法人化を協議。保有土地の名義人の相続	薬師祭

		==: ○ H _m	宅地	" 二二三番	Ö
山崎共有土地	薬師堂	二六㎡	山林	" 二一四番二	九
		三五二六㎡	山林	山崎町七丁目二一四番一	八
	貞照寺前	pu m	雑種地	宝積寺町五丁目一六九番	t
	消防倉庫	六六·五一㎡	宅地	宝積寺町二丁目 八二番	六
		四三・六四㎡	宅地	"	Ŧi.
	公里館	八三・〇五㎡	宅地	"	py
	2.見官	一三九㎡	山林	"二三一番一	
明和中国自治公		四二六・四九㎡	宅地	"	Ξ
記責庁で目台	弘法堂	六九・八八㎡	宅地	宝積寺町一丁目二二二番一	-
		一〇六㎡	山林	宝積寺町一丁目一〇八番一	
		1.1011.m	畑	" 九五番	九
	R 21 北側	1 10°m	畑	// 九三番	八
		六八㎡	畑	// 九二番	t
		八四前	畑	宝積寺町一丁目 九一番	六
	15.52.51	三・○五㎡	宅地	南町六丁目一八八番三	Ŧi.
	人去社	二三五·九五㎡	宅地	南町六丁目一八九番一	29
南町区自治会	畑中地蔵	二六㎡	雑種地	南町三丁目一二六番一	=
	郷倉	一四八・八〇㎡	宅地	南町六丁目 四一番一	
	公民館	七三〇・五七㎡	宅地	南町六丁目一〇五番	
移転先	備考	地積	地目	所在·地番	

南町共有土地所有地の名義変更予定一覧表

	三月三一日	平成一四年 三月~四月	一一月二六日	八月~九月	四月一二日			平成一三年 一月一三日	九月一一日~二月二〇日	四月一二日
野清司、横山住雄、監査、川村時夫、横山芳己の各氏。 野清司、横山住雄、監査、川村時夫、横山芳己の各氏。	散式典(総会)。	南町共有土地の所有地を、各区等へ移管登記。南町区自治会法人化申請。	宝積寺区自治会法人化認可。	解散後の薬師堂および城山祭の維持費について役員協議。	薬師祭。	山住雄、勝野清司、監査、川村時夫、横山芳己の各氏。	代表、山田喜久夫、役員、勝野進、楳田兵二、武藤為彦、横山藤綱、横	城山祭。	共有土地名義人集約事務。相続登記共。六四二万円余。	薬師祭。

て、はじめて区の自由意志で土地の処分が可能となったもので、それ以前は、所有は南町組である 者区長)で運営されていた。さらにさかのぼれば、大正十四年十月二十四日の稲葉郡長の許可を得り返ることも併せることにした。南町共有土地は、昭和十六年十二月二十五日までは南町区(責任 次々と売却されてゆき、宅地等に変わった。 等が是正されて行ったのであるが、戦後の開発ブームのなかで、当財産区の所有山林のほとんどは ものの、鵜沼村長の許可と村議会の議決がなければ処分は不可であった。このように順次処分方法 に基づいて記述したものである。その前書きとして、鵜沼東部の歴史編を付加し、歴史の流れをふ 本書は、成立以来百年余の歴史がある南町の財産区である南町共有土地の歴史を、残された史料

書等によって推定する以外に方法は無かった。 有地からの払い下げ文書などが無いために、その経緯をたどることは出来なかった。三ツ池区有文 あるいは財産区有に払い下げられていったのである。今回当財産区所有の資料を見る限りでは、国 治維新と共に、一旦は国有地となった。その後明治中期以降になって、村人の努力で順次村有に、 歴史編で述べたように、これら南町共有土地の所有地は、元来尾張藩有地がほとんどであり、明

当組合の百年にも及ぶ長い歴史について、その活動の状況を細大洩らさず記録することが本書の

これまた御赦免願います。 念だとの声によって、及ばずながら筆を執った次第であり、私の力量不足については御許しいただなかったのは心残りである。しかし、今解散の時に当って、何らの足跡も残さないのはいかにも残 きたいと思う。制約された時間の中でまとめたことなので、見落しや思わぬ誤りもあるかと思うが 目的であるが、代々の代表者が申し送る中で欠落した資料も多く、完全な記述を目指すことが出来

出来るだけ具体的に人名や金額を入れることに努めたので、これがかえって不快な面を招くことも く御礼申し上げる次第です。また、本書が、将来に亘って何かを調べる時の手がかりとなるように、 また、著作編集は奉仕で行いましたが、鵜沼地域の人などで、歴史に興味のある人にも入手可能 なお、本書を書くに当って、多くの先学諸兄から御助言や協力をいただきました。末尾ながら厚 その場合、こうした編集の主旨を御理解下さるよう切にお願い申し上げるところである。 一部実費領布とさせていただきますのでよろしくお願いします。

一成十四年三月吉日 横山住雄 識

全務房計図書館遺

各務原市鵜沼 南町共有土地沿革史

2002年3月20日 印刷

2002年3月25日 発行

発 行 者/南町共有土地 代表 楳田兵二 著作・編集/濃尾歴史文化研究所 横山住雄 〒509-0124 各縣店+壽紹山崎町9丁目101番地 下L (058384-1983

印 刷 所/有限会社 三星印刷



